

令和3年度 第2回岩手県文化財保護審議会 審議資料

○事務報告

資料 1-1	令和3年度第1回岩手県文化財保護審議会について	1
資料 1-2	国・県指定文化財の指定等の状況について	6
資料 1-3	令和2・3年度の埋蔵文化財調査体制等について	10
資料 1-4	「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について	11
資料 1-5	「北海道・北東北の縄文遺跡群」について	12
資料 1-6	「明治日本の産業革命遺産」について	13
資料 1-7	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて	14

○諮問資料

(諮問物件調書・指定文化財調査報告書)

資料 2-1	盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料【有形民俗文化財:盛岡市】	16
資料 2-2	南日詰大神楽【無形民俗文化財:紫波町】	28
資料 2-3	久慈城跡【史跡:久慈市】	38

○参考資料

・	岩手県文化財保護審議会条例	45
・	岩手県文化財保護審議会運営規定	46
・	岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準	47
・	岩手県内指定文化財等件数一覧	54
・	過去10年間における文化財指定物件一覧	55
・	過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧	56

令和 3 年度第 1 回岩手県文化財保護審議会について

1 会議の概要

- (1) 開催方法 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面で開催したもの
- (2) 内 容 事務報告のみ

2 事務報告にかかる主な意見等について

事務報告について、審議会委員より意見等があった。

※別紙「令和 3 年度第 1 回岩手県文化財保護審議会における質疑等について（一覧）」に記載のとおり。

なお、主な意見等は次のとおりである。

●令和 3 年度の埋蔵文化財調査体制等について

（高田委員）震災復興事業にかかる発掘調査により多大な成果が得られたが、その成果を一般向けに冊子をつくるなど県民に還元する必要があると考える。

（回 答）県では、震災復興に係る埋蔵文化財調査の総括的な報告書の作成に着手しているところです。また、県主催の復興調査に係るシンポジウムの開催などを検討しており、これらを通じて震災復興事業にかかる成果を広く県民に還元する機会ができるよう努めます。

●「明治日本の産業革命遺産」について

（平塚委員）遺産の整備段階において、樹齢 100 年を越えるミズキなど 50 本以上が伐採された。燃料である木炭生産の森に囲まれてこそその高炉跡であり、世界遺産である。伐採等においては呉々も慎重に願いたい。

（回 答）史跡内の伐採については、管理団体である釜石市により、保存整備計画等に基づいて計画的に実施しております。今後の整備について、引き続き周辺景観等を十分に勘案しながら計画に基づき実施するよう指導を行ってまいります。有識者委員会による指導も得ながら、遺産の本質的価値に影響を及ぼさないよう、整備を進めていく計画です。

●文化財保護法の一部を改正する法律（令和 3 年）の概要について

（熊谷委員）文化財保護法の改正により地方登録制度が創設されたが、県の条例にも「登録」制度が必要かどうか検討が必要であると考えます。

（回 答）文化財保護の裾野を広げ国の保護制度との整合性を一定程度図る必要性などから、基本的には当県でも登録制度を含めた文化財保護制度の見直しについての検討を進めるべきであるとの認識でいるところです。

令和3年度第1回岩手県文化財保護審議会における質疑等について（一覧）

通し No.	種別	委員名	質疑等の内容	回 答	備 考
1	意見	平塚 明	3 県指定文化財の保存管理等について 「タイリクバラタナゴは、年に数回産卵期を迎えるため、ゼニタナゴが産卵のために必要なドブガイを弱らせてしまう恐れがある。」のあとに、「水管に卵が詰まり、窒息する。ゼニタナゴ(県の絶滅危惧種)を守るためにも、まずドブガイ(ヌマガイ、これらも県の絶滅危惧種)の保全が重要である」とすること。	委員ご指摘の通り追記します。	
2	その他	平塚 明	3 県指定文化財の保存管理等について (情報提供) かつて50人以上いた「矢沢のゼニタナゴを守る会」の会員が、現在は8人に減少している。	貴重な情報として、報告の中に追記します。	
3	意見	高田 和徳	令和3年度の埋蔵文化財調査体制のなかで、復興事業関係の埋蔵文化財調査がほぼ終息と記載されているが、岩手県埋蔵文化財センターをはじめ沿岸地区の関連市町村教育委員会のご努力に敬意を表したい。岩手県と岩手県埋蔵文化財センターで199カ所、125カ所という膨大な遺跡のデータが得られたと聞いている。 今回の発掘調査は、未曾有の災害による多くの犠牲者がいた中で、被災された多くの方々や他県からの支援調査員などの献身的なご協力によって得られた貴重な成果だと思います。ついでにはこのような発掘資料を県民に還元するという意味で、岩手県教育委員会でご一般向けの冊子などを作成し広く配布することを強く要望します。岩手県埋蔵文化財センターには実際現場で調査を担当した優秀な専門職員が多く、その方々を中心になってまとめたり、また岩手考古学会でもおなじようなことを計画しているとも聞いているので、その協力などを得ながら進めたらどうか。 御所野遺跡の世界遺産登録により岩手県の世界遺産は3件になりました。それぞれの世界遺産は、地理的にも沿岸部、県北部、県南部にあり、時代的にも縄文から古代末から中世、さらには近世と各時代のものであるが、今回の震災復興調査ではそれぞれに関連する遺跡の成果が多く得られています。3件の世界遺産を世界に発信する際、このような震災復興の調査成果を広く知っていただくためにもこのような冊子の刊行を要望したい。	東日本大震災から10年を経過したことを契機に、震災復興に係る埋蔵文化財調査の総合的な報告書の作成に着手しているところ です。 本書は、復興調査の総括としてだけではなく、全国的に多発する甚大な自然災害が発生した際の対応の指針として、今後も活用できるものとして考えています。 また来年度は、大規模な復興調査を実施した県埋蔵文化財センターの協力を得ながら、出土遺物等の展示を含めた県主催の復興調査に係るシンポジウムの開催を計画しているところ です。	
4	意見	平塚 明	「資産の一部に経年劣化が認められることから、石垣修復を実施する。石垣の一部を積み直し、落石防護ネットの使用、影響を及ぼす木根の除去を行う」とあるが、この遺産の整備段階において、樹齢100年を越えるミズキなど50本以上が伐採された。燃料である木炭生産の森に囲まれてこその高炉跡であり、世界遺産である。伐採等においては呉々も慎重に願いたい。	史跡内の伐採については、管理団体である釜石市により、保存整備計画等に基づいて計画的に実施しております。遺構に近接した位置の伐採計画は石垣等への影響を勘案しながら行っております。 今後の整備について、引き続き周辺景観等を十分に勘案しながら計画に基づき実施するよう指導を行ってまいります。有識者委員会による指導も得ながら、遺産の本質的価値に影響を及ぼさないよう、整備を進めていく計画です。	

通し No.	種別	委員名	質疑等の内容	回 答	備 考
5		兼平 賢治	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターには、研究員や調査員などは配置されるのか。配置されるとすれば、常勤、非常勤の別や人数などはどのようなになるのか。	発掘調査や研究、展示や資料保存など、学芸的な業務に従事する職員を数名、展示解説を行う職員を5名配置する予定です。いずれの職員も、週5日の勤務を標準としています。	
6		熊谷 常正	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターは、建築工事を終えてからそれほどの期間を経過していない。 重要文化財である柳之御所遺跡出土品の収蔵施設として、館内環境（展示室・収蔵庫）の環境データが、基準を満たしているのか、安定した環境が保たれているのか、また、客観的なデータがあるのか。	館内環境については、施設の竣工後、収蔵庫等の温湿度の自動計測を継続しているほか、酸・アルカリについても計測し、データを収集しています。温湿度については、9月末日時点において、一部の収蔵庫（木製品用）において湿度60%を若干上回っているため、一般に良好な湿度とされる60%以下に維持するよう加除湿機の設定を再調整するなどして経過観察中です。その他の収蔵庫については、おおむね湿度50%から58%前後で推移していることから、ほぼ安定しています。また、有機酸やアンモニアについては、9月の計測値において基準値未満の数字が得られています。 今後、開館に向けて、展示ケース内の環境測定も実施し、良好な保存環境のもとで十分に配慮しながら、貴重な文化財を管理していきます。	
7	質問	熊谷 常正	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの今後の環境管理について、基本的な管理規則とか対応組織とか、どのような措置が執られていくのか。	ガイダンスセンターには、県教育委員会等に所属する文化財の専門職を複数名配置し、それぞれが担当する収蔵庫等の諸室の環境を常時モニタリングしているところです。現時点でセンターの環境管理に関する基本的な管理規則は定めていませんが、今後、必要に応じて内規等を制定し、適切な文化財保存環境の維持に努めていきます。	
8		熊谷 常正	今後、指定管理を含め、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの管理が（公財）岩手県文化振興事業団などになった場合、重文の管理者を変更するのは法令上難しいと思うのですが、どのような責任体制とするのか。	ガイダンスセンターで展示・保管する柳之御所遺跡から出土した重要文化財については、所有者である県の責任において管理していきます。	
9		熊谷 常正	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターで11月公開予定の展示室のコンセプトは、柳之御所の追加（拡張資産）による推薦書の見直しによって、整合性がはかられるのか。	「平泉」の拡張に係る検討は有識者の指導を得ながら進めているところですが、そのコンセプトは、すでに世界遺産の価値として認められている「仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」です。そのため、柳之御所遺跡などの遺産が拡張された場合においても、コンセプトへの影響はありませんが、遺産の位置づけ等について、拡張を反映した修正が必要になると想定しています。	

通し No.	種別	委員名	質疑等の内容	回 答	備 考
10	質問	熊谷 常正	文化財保存活用地域計画の策定にあたり、県は具体的にどのような形で「支援」していくのか。	市町村が主体的に策定する文化財保存活用地域計画に対し、策定協議会あるいは策定委員会等に参画し助言等を行います。また、文化庁など国の動向に絶えず留意し、最新情報の提供や文化庁との連携による地域計画策定に係る実地研修の開催により支援したいと考えています。	
11		熊谷 常正	文化財保存活用地域計画策定について、スケジュールを考えているのか。	保護法改正当初は、各市町村において1年程度の期間を使って策定できるものと予測していましたが、策定済の地方公共団体の状況やコロナ感染症など現在の社会情勢等を踏まえると、どの市町村も策定にはおおむね着手から2～3年程度の時間を要するのが率直なところと認識しています。令和3年7月現在、全国1899市区町村のうち地域計画を策定した市区町村数は47となっています。なお、県内では地域計画策定済市町村は未だありませんが、3市町村（花巻市、釜石市、宮古市）が策定に着手しています。策定の意思は市町村の判断によるものですが、策定に着手した市町村については、県として文化庁との連携を密にしながら円滑な策定に向けたスケジュール管理に協力したいと考えているところです。	
12	意見	高橋 あけみ	「岩手県文化財保存活用大綱」について、「岩手らしさ」が織り込まれた特色ある大綱になったと思います。これが今後どのように活用されていくのが重要で、県が率先して取組み、文化財の保存と活用が進むことを期待したい。	ご意見ありがとうございます。先生方のご丁寧かつ真摯なご指導の賜物と考えております。今後の新たな岩手の文化財保護のきっかけとして活用していきたいと考えています。	

通し No.	種別	委員名	質疑等の内容	回 答	備 考
13	質問	高橋 あけみ	岩手県では、地方登録制度について、どのように考えているか。法整備の予定やスケジュールなどがあるか。	<p>今回の法改正を踏まえ、文化財保護の裾野を広げ国の保護制度との整合性を一定程度図る必要性などから、基本的には当県でも登録制度を含めた文化財保護制度の見直しについての検討を進めるべきであるとの認識でいるところではあります。</p> <p>しかしながら、見直しを進めるに当たっては「大綱」で整理した課題の解決に結びつく一方で、制度導入による新たな課題の検討も必要と考えており、先生方のご指導もいただきながら慎重に進めたいと考えているところではあります。</p> <p>【新たな課題】</p> <p>○登録、文化的景観や伝統的建造物群保存地区選定などの制度導入をしても、実態として登録や選定が進まない可能性があること</p> <p>○本県における文化財保護の裾野を広げ、保存活用の課題を解決する手段が「登録」制度なのか、他に相応しいものがある可能性も踏まえる必要があること</p>	
14		山本 玲子	今回の法改正に伴い、食文化を登録無形民俗文化財に登録することが考えられるが、登録にあたりどのような基準があるか。	<p>食文化等に関し、文化庁では文化財の対象として例えば①民俗文化財については、地域の自然環境や歴史を反映した特色ある郷土食の風俗慣習・食品加工等の技術。②無形文化財については、長い歴史の中で料理人等により継承された芸術性のある「わざ」など。また、家庭料理については①に、海外の料理については②に該当する場合には、文化財としての登録の対象となり得ると考えています。すなわち、食文化については内容によって登録無形民俗文化財と登録無形文化財のいずれも想定されることとなります。</p> <p>文化庁では今年度、特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体に対し、調査研究による文化的価値の明確化や文化的背景を分かりやすく伝える「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業による定額補助を行っています。当該事業は本県久慈市の「まめぶ」が事業採択され調査等が実施されているところではあります。</p>	
15		意見	熊谷 常正	<p>市町村の「文化財保存活用地域計画」が策定され、文化庁の認定を受けることで、市町村は登録文化財について、文化庁へ申請できるようになります。そうすると登録文化財の件数がこれまで以上に増加していくこととなります。そのような状況を想定しつつ、県の条例にも指定・選定・認定に加え、「登録」制度を加えるか否か、検討すべき段階になっていると思います。しかし、現状の「登録」制度は、問題があると思っています。特に、国の建造物に対する「登録」制度は、平成8年の導入から30年もたっていないのに膨大な件数になっています。果たして、これで「保護」措置が十分とれるのか心配な部分があります。また、修復工事などの補助事業に関しても同様です。このような課題を踏まえた上で「登録」制度を県条例に反映させるか否か、検討すべきだと思います。加えて、県文化財の基準についても、見直しがほとんど行われていません。これも狙いに乗せるべきだと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今回の法改正を踏まえ、文化財保護の裾野を広げ国の保護制度との整合性を一定程度図る必要性などから、基本的には当県でも登録制度を含めた文化財保護制度の見直しについての検討を進めるべきであるとの認識でいるところではあります。</p> <p>しかしながら、見直しを進めるに当たっては「大綱」で整理した課題の解決に結びつく一方で、制度導入による新たな課題の検討も必要と考えており、先生方のご指導もいただきながら慎重に進めたいと考えているところではあります。</p> <p>【新たな課題】</p> <p>○登録、文化的景観や伝統的建造物群保存地区選定などの制度導入をしても、実態として登録や選定が進まない可能性があること</p> <p>○本県における文化財保護の裾野を広げ、保存活用の課題を解決する手段が「登録」制度なのか、他に相応しいものがある可能性も踏まえる必要があること</p>

国・県指定文化財の指定等の状況について

1 国指定等文化財の指定等の状況について

番号	種別	名称	内容	告示年月日
1	史跡	栗木鉄山跡	指定	R3.10.11
2	有形文化財 (建造物)	齋藤子爵水沢文庫図書館	登録	R3.10.14
3	有形文化財 (建造物)	齋藤子爵水沢文庫図書閲覧所	登録	R3.10.14

2 県指定文化財の指定等の状況について

(1) 指定等

番号	種別	名称	内容	告示年月日
-	-	-	-	-

(2) 現状変更許可

許可日	区分	名称	内容	申請者
R3.10.4	県天	折爪岳のヒメボタル 生息地	木橋の掛け替え	県北広域振興局長
R3.11.2	県名	浄土ヶ浜	駐車場及び歩車道工 事	宮古市長 山本正徳
R3.11.10	県 名天	青松島	上陸及び末の実生採 取	陸前高田市教育委員会教 育長 山田市雄

3 県指定文化財の保存管理等について

(1) 審議会委員による県指定文化財の調査実施報告について

指定文化財： 天然記念物 矢沢のゼニタナゴ生息地（花巻市）

日 時： 令和3年10月13日（水）

調査委員： 平塚 明委員

調査協力： 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 藤本泰文氏

調査内容： ゼニタナゴ生息地において、外来種のタイリクバラタナゴが繁殖していることから調査を行ったもの。

【概況】

- ・ 7月に行った平塚委員による現地調査の際にタイリクバラタナゴの繁殖が確認されたことから、宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団の藤本先生に協力いただきあらためて現地調査を行ったもの。

(調査内容)

- ①各池にもんどりを投入して、池の中のゼニタナゴ等の生育状況を確認する。
- ②池に生息する貝類の状況を確認する。
- ③池の水草等の環境を確認する。

(調査結果)

①ゼニタナゴの生育状況

- ・ 1号池での調査の結果、モツゴとゼニタナゴの生息が確認出来た。ゼニタナゴは産卵管を伸ばしていることが確認され、繁殖も行われていることが確認された。
- ・ 2号池、3号池では、ゼニタナゴを確認出来なかったが、3号池ではタイリクバラタナゴは多数捕獲され、バラタナゴの繁殖が進んでいることが確認された。

②池に生息する貝について

- ・ 大型の貝が多数生息しているが、小さな貝があまり見当たらず、死んでいるものが多い。ゼニタナゴは小型（10 cm程度）の貝に産卵するため、小さな貝を育てる必要がある。

③池の水草について

- ・ 1号池の水草はちょうどよい状況である。2号池については、ガマの繁茂が目立つため、池の底で酸欠が起きている可能性がある。



確認されたゼニタナゴ



1号池で採取された貝



大量繁殖したタイリクバラタナゴ



ガマの繁茂の様子

【今後の対応について】

① 1号池について

- ・ 1号池はゼニタナゴの生息が確認され、繁殖活動も行われているようなので、大丈夫だと考える。だが、貝が大きなものが多く、貝の再生産が出来ていないかもしれない。
- ・ 水草の状態もギリギリ大丈夫である。水草が増えすぎると貝がダメになるので、例えば 50 cm 水位を下げてひと冬越す事を考えてもいいかもしれない。

② 2号池、3号池について

- ・ そもそもこれらの池に、ゼニタナゴの産卵に適した貝が生息しているかが疑問である。ドロが深いと稚貝が生育できないため、例えば水の落ち込み口に砂（山土）を敷いて貝の産卵場を設けることを検討してもよいと思う。

③ 繁殖池としている水路について

- ・ この水路に最も多くタイリクバラタナゴが生息していたことから、何らかの対応が必要である。管理者も水抜きを考えているので、11月末頃から、水深 10 cm 位でひと冬越すのがよいと思う。水抜きをすることで寒さによりタイリクバラタナゴが全滅する事が期待でき、貝に産卵されたゼニタナゴの稚魚は貝の中で越冬することが出来る。また、水抜きをすることで、池の中の土が酸化し、貝の生育に良い環境となることも期待できる。

(2) 岩手県指定有形文化財（美術工芸品）のき損について

1 該当文化財

- ①名 称 木造不動明王坐像 1 軀
- ②所 有 者 達谷西光寺
- ③指定年月日 昭和 50 年 3 月 4 日
- ④文化財の概要

全高約 275 cm の大型の不動明王坐像である。カツラ材の寄木造りであるが、当初（平安時代後期）の様相が残っているのは顔面と胸部の一部であり、後方の火炎光背や岩座も含めその他の部分は江戸時代の修補である。

2 き損日

令和 3 年 10 月 19 日（火）午後 10 時 23 分頃

3 き損の概要

当該文化財は、令和元年 4 月から県の補助事業として歪みや部材の剥離が進んだ本体部分の解体修理、及び光背等の付属部分の修理事業を実施中であった。

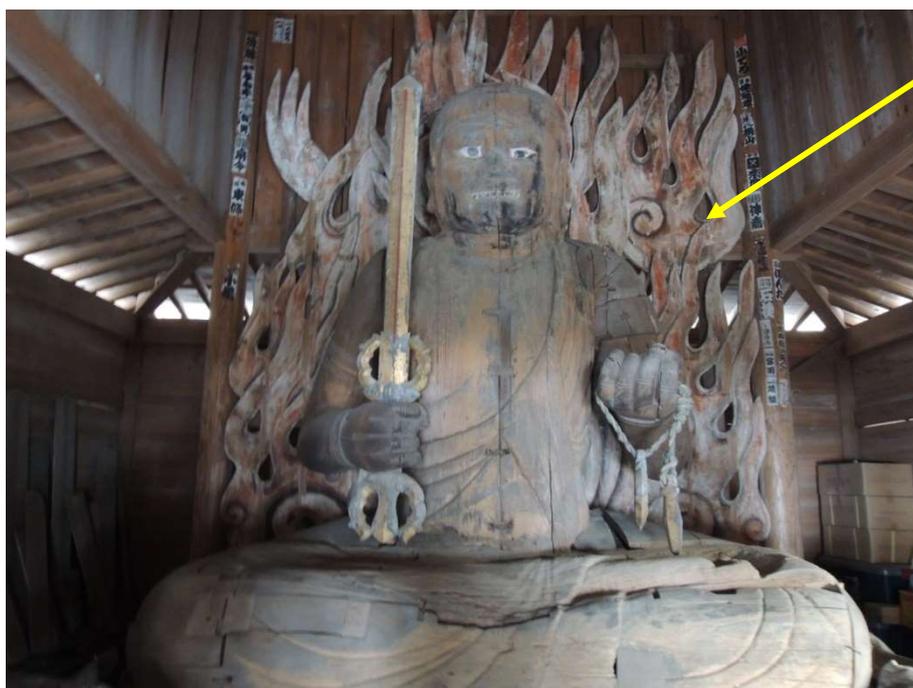
当該文化財の本体部分は平泉町の作業場で修復中であり、光背部分は作業スペースの関係上、他の作業場（一関市藤沢町増沢字長羽 31）で修理作業を行っていたが、令和 3 年 10 月 19 日に作業場で火災が発生し、光背部分が焼失した。

4 き損後の対応

所有者から 10 月 28 日付けでき損届の提出があり、11 月 1 日付けで文化財のき損として受理した。

5 その他

今回き損した光背については、所有者にて復旧予定。



火炎光背

木造不動明王坐像

令和3年度の埋蔵文化財調査体制等について

令和2年度の結果

- 1 専門職員の配置と発掘調査体制について
 - (公財) 岩手県文化振興事業団 埋蔵文化財センターからの派遣支援
 - 福島県財団への調査支援派遣 (1名) ※R2年度で他県からの派遣は終了
- 2 発掘調査について
 - (1) 復興事業関係の野外発掘調査
 - ほぼ終息 (復興関連調査 : 3,102 m²)
 - (2) 通常事業関連の調査
 - 国・県事業ともに減少傾向 (通常調査 : 47,072 m²)
- 3 被災市町村の支援について
 - (1) 専門職員不在の市町村等への支援・指導
 - (2) 東日本大震災復興事業
 - 室内整理作業 (陸前高田市分を県埋文センターへ委託)
- 4 震災発掘調査に係る「復興調査展」の開催 (県埋文センター主催)
 - 大船渡市防災観光交流センター会場 (10/16~19の4日間 : 368名来場)



令和3年度の取組

- 1 専門職員の配置と発掘調査体制について
 - (1) 岩手県教育委員会からの派遣支援
 - 福島県教育委員会への派遣支援は、R1年度で終了
 - (2) (公財) 岩手県文化振興事業団 埋蔵文化財センターからの派遣支援
 - 福島県財団への派遣支援は、R2年度で終了
- 2 発掘・試掘調査について
 - (1) 国、県関係の復興事業関係の発掘調査、室内整理及び報告書刊行
 - R2年度で完了
 - (2) 通常事業関連
 - 【発掘調査】
 - 国・県事業ともに減少 (実績値 : 34,396 m²)
 - 【試掘調査】
 - 市町村支援が増加傾向 (北上市、花巻市の大規模工業団地の建設等)
 - (3) 市町村支援の発掘調査、被災資料整理を受託
 - 【発掘調査】
 - 花巻PAスマートインターチェンジ、野田村小学校移転新築事業
 - 【被災資料整理】
 - 陸前高田市博物館の脱塩土器の整理作業
- 3 被災市町村の支援について
 - 専門職員不在の市町村等への支援・指導を継続 (釜石市、山田町)
- 4 震災発掘調査に係る「復興調査展」の開催 (県埋文センター主催)
 - 宮古市民センター会場 (9/23~26の4日間 : 446名来場)

「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について

1 経過

- (1) 「平泉の文化遺産」は平成23年6月、「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-」として、世界遺産一覧表に登録。
- (2) 構成資産は中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の5か所（資産176ha、緩衝地帯6,008ha）。
- (3) 平成24年9月、拡張登録に向け「平泉」が**暫定リストに再記載**。候補となる構成資産は、柳之御所遺跡、やなぎのごしよいせき達谷窟たつこくのいわや（以上、平泉町）、白鳥館遺跡しろとりたていせき、ちようじゃがはらいじあと長者ヶ原廃寺跡（以上、奥州市）、ほねでらむらしょうえんいせき骨寺村荘園遺跡（一関市）。

2 保存管理

- (1) 記載済みの資産に拡張登録を目指す5構成資産を含めて、「平泉の文化遺産包括的保存管理計画」を改定（平成24年3月）。さらに、景観計画の改定や来訪者管理戦略の策定等を踏まえ再改定（平成31年3月）。
- (2) 登録の際に、道路事業等の開発行為が遺産に対して及ぼす影響を評価する「遺産影響評価」が求められたことから、これまで11件の評価を実施。平成31年4月に文化庁から「世界文化遺産の影響評価に係る参考指針」が示されたことから、令和2年3月に「平泉の文化遺産」の遺産影響評価の指標となる報告書を作成。
- (3) 保存管理の全体的調整は、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（会長：知事）が行っている。

3 拡張登録への取組

- (1) 県及び関係市町は、有識者で構成される「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」を組織し、拡張登録のための専門的、技術的助言を得ながら検討を進めている。
- (2) 平泉の学術的価値について、国際研究会を実施し報告書を刊行した（令和2年3月）。
- (3) 平成30年2月の県・関係市町による申し合わせに基づき、今年度についても調査研究等を継続している。
- (4) 上記（3）に基づき、推薦書案及び保存管理計画等を作成・改定する作業を継続中。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」について

1 概要

- (1) 構成資産は、4道県の17構成資産（北海道6、青森県8、秋田県2、岩手県1）
- (2) 本県の資産は、一戸町「御所野遺跡」（史跡）
- (3) 推進組織は、「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」（事務局：青森県企画政策部）

2 世界遺産登録までの経過

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」（委員長：菊池徹夫早稲田大学名誉教授）の指導・助言。現在までに19回開催。
- (2) 定住生活の達成とその過程を示す考古学的な証拠（評価基準（iii））と、持続可能な定住生活を実現した土地利用、人類と自然との共生の在り方を示す顕著な見本（評価基準（v））を軸に検討。
- (3) 令和元年9月、国から登録推薦書（暫定版）をユネスコ世界遺産センターへ提出
- (4) 令和元年12月20日、閣議了解により、元年度のユネスコへの推薦が決定。
- (5) 令和2年1月、国から登録推薦書（正式版）をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- (6) 令和2年9月、イコモスによる現地調査実施
- (7) 令和3年5月26日、イコモスから世界遺産一覧表への「記載」勧告
- (8) 令和3年7月27日、第44回世界遺産委員会において、世界遺産登録決定

「明治日本の産業革命遺産」について

1 概要

- (1) 平成 27 年 7 月 8 日、第 39 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。
資産名「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
- (2) 構成資産は、23 か所。
- (3) 本県の構成資産は釜石市「橋野鉄鉱山」。
- (4) 推進組織は、8 県 11 市で構成される「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（事務局：鹿児島県）
- (5) 第 39 回世界遺産委員会決議において「構成資産全ての保全計画及び実施計画を策定すること」など 8 項目の勧告を受け、平成 29 年 11 月 30 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」を提出。
- (6) 第 42 回世界遺産委員会において、前項「保全状況報告書」に関し審議され、新たに「資産の保全状況やインタープリテーション全体の履行状況等」について報告するよう要請され、令和元年 11 月 29 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」提出。
- (7) 第 44 回世界遺産委員会において、戦時徴用された朝鮮半島出身者等に関するインタープリテーションは不十分だとする決議が採択され、令和 4 年 12 月までに「保全状況報告書」の提出が求められている。

2 資産の価値

- (1) 幕末から明治後期にかけて、西欧諸国からの科学技術の移転を受け、技術交流に対応し変化を遂げた類稀な道程を証言する一連の遺産群である。（評価基準 (ii) に対応）
- (2) 幕末、明治初期に急激に変化した時代を象徴する技術的集合体の卓越した例であり、産業化の時間的・地域的枠組みにおいて普遍的意義をもつ。相互に関連する日本の急速な産業化を先導した重工業の遺産群を包含し、グローバルな技術移転に力強い貢献をした証左である。（評価基準 (iv) に対応）

3 保存管理について

資産全体の管理を、「明治日本の産業革命遺産保全委員会」（事務局：内閣官房）が調整する。

橋野鉄鉱山については、その下部組織として「釜石地区管理保全協議会」（会長：釜石市長）が設置され、稼働資産と非稼働資産の保全管理を行うこととなっている。

現在、対応すべき主要課題は以下のとおり。

- ・構成資産に関する解説（インタープリテーション）の計画を策定すること。また各サイトの歴史全体についての理解を図ること。
- ・資産の一部に経年劣化が認められることから、石垣修復を実施する。石垣の一部を積み直し、落石防護ネットの使用、影響を及ぼす木根の除去を行う。

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて

1 施設の理念（目指す姿）

「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、「平泉の文化遺産」等の周遊の出発点として、世界遺産平泉並びに一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡を訪問する契機を提供する施設

2 施設の概要

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
(11月から翌年3月までの期間は、午後4時30分まで)
- (2) 休館日 年末、毎月末日、資料整理日として5日間程度
令和3年度の休館日は12月28日(水)～1月3日(月)、
1月31日(月)、2月28日(月)、3月31日(木)

(3) 入館料 無料

(4) 組織

館長 1 (県職非常勤)

所長 1 (県職) — 副所長 1 (県職) — 管理担当 2 (県職)

— 学芸担当 6 (県職 3、業務委託 3)

※ほかに展示解説担当、発掘調査整理担当、管理担当の会計年度職員等 11

3 開館について

(1) 開館までの経過

- 2021. 05. 11 建物竣工
- 2021. 09. 30 展示製作 終了
- 2021. 10. 01 関係職員駐在開始 (学芸担当、会計年度職員)
- 2021. 11. 20 開館
- 2022. 01. 10 現在 入館者数 4005 名



解説員による解説風景

(2) 展示資料点数

常設展示 301点 (パネル・映像等を含む。うち重要文化財 157点)

開館記念企画展示 27点

4 今年度実施事業

(1) 実施済・実施中事業

① 開館記念企画展 『奥州藤原氏が観た東方浄瑠璃世界 一赤沢七仏薬師一』 (2022.02.13まで)

② 平泉学講座 『奥州藤原氏と早池峰信仰』 2021.12.18

③ 体験教室 2021.12.19、2022.01.16、02.20、03.20

④ 特別講座 『発掘調査が明らかにした「平泉の文化遺産」』 2022.01.23

(2) 実施予定

① 平泉学フォーラム 2022.02.6

② 学芸員セミナー 2022.02.27、03.21

③ 企画展 『縄文・平泉・明治日本 ～岩手の3つの世界遺産～ (仮)』 2022.3.中旬～5月中旬

④ 柳之御所遺跡 82次調査発掘調査概報刊行

5 展示ケースおよび収蔵庫の温湿度環境について

(1) 温湿度

① 収蔵庫について

一般収蔵庫・木工収蔵庫は安定している。金工収蔵庫については温湿度の変動が大きかったが、安定しつつある。今後も経過観察を継続予定。

② 展示ケースについて

展示ケースはエアタイトで温湿度を調整している。展示している重要文化財のうち金属製品、墨書木製品については、複製展示としている。実物展示の場合、木製品は湿度56～57%、金属製品・土製品・石製品は50%前半を目安にして調整している。

(2) 室内空気中の化学物質

① 直近(令和3年9月上～中旬)における化学物質の濃度調査

有機酸(酢酸170ppb以下、ギ酸10ppb以下)、アンモニア(30ppb以下)の値については、すべての検査箇所において上限目安を下回っており、良好な状況。

② 令和3年5月、7月にも検査を実施し、同様の結果が得られているところ。

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形民俗文化財
名 称 ・ 員 数	盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料 39 点 (もりおかはんあやつりざもとすずえしろべえかんけいしりょう)
所有者(保持者・団体)の住所・氏名(名称)	盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県
文化財の所在場所	盛岡市上田字松屋敷 34 番地 岩手県立博物館
指 定 理 由	<p>盛岡藩操師鈴江四郎兵衛関係資料は、盛岡操座元として寛永 18 年から明治初期までの 230 年以上操人形芝居を上演してきた鈴江家に伝えられた操人形及びその関連資料、計 39 点である。</p> <p>鈴江家は、淡路国三原郡三条村の鈴江又五郎の弟・四郎兵衛が、江戸時代初期に盛岡二代藩主南部重直に諸芸を上覧したことから、盛岡鎮守の祭礼や領内での興行を許され盛岡操座元となった。</p> <p>資料のうち操人形や指遣い人形の製作年代は定かではないが、操人形は一人遣いの人形形式を持つ古い様式のものであり、そのうち三番叟を除く 4 点は享保 19 年(1734)以前のもと考えられる。指遣い人形は当時流行した模様が衣装に使用され、縫い代の切断面の古さから寛文期から元禄期のもと考えられる。これらの操り人形は、中世から近世の文楽に至る過渡期に位置する人形として注目できる。</p> <p>全国興行を行った淡路人形の北限は、三人遣い人形の福島県(高倉人形)と考えられていたが、操人形とともに伝えられてきた古文書には鈴江家の操人形はかなり古い時代に盛岡に定着していた由緒が示されている。また古文書からは、盛岡藩における鈴江家の興行の様子だけでなく、他領から来る操人形や寄浄瑠璃などの興行にも深く関わっていたことも窺うことができる。当時の盛岡藩における芸能の興行支配の様子を示す資料として、操人形とともに貴重な資料である。</p> <p>【岩手県文化財指定基準】</p> <p>有形民俗文化財指定基準 1</p> <p>(8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの</p> <p>例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等</p> <p>有形民俗文化財指定基準 2</p> <p>(1) 歴史的変遷を示すもの。</p> <p>(2) 時代的特色を示すもの。</p> <p>(3) 地域的特色を示すもの。</p>

指定文化財調査報告書

調査員 山本 玲子

令和3年12月26日

1 所有者の住所・氏名	岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県
2 文化財の所在場所	盛岡市上田字松屋敷34番地 岩手県立博物館
3 種 別	有形民俗文化財
4 名 称	もりおかはんあやつりざもとすずえしろべえかんけいしりょう 盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料
5 員 数	合計 39 点 内訳 (1) 操人形 5 点 (三番叟、千歳、恵比須、女、男) (2) 指遣い人形 7 点 (武官風 2 点、町人風 3 点、女官風 2 点) (3) 棒遣い人形 1 点 (狐) (4) 指遣い人形の頭 3 点 (5) 操人形の付属品 2 点 (腕付手 1 点、手 1 点) (6) ツヅラ (人形などの道具入れカ) 1 点 (7) 文箱 1 点 (8) 古文書 15 点 (「道薫坊伝記」2 点、「覚」2 点、「御祝儀三番」1 点、 「操座元太夫系図」4 点、「定」4 点、「諸用書留帳」 1 点、「諸願書留帳」1 点) (9) 棟札 4 点 (「三条稻荷大明神」4 点)
6 品質・形状	(1) 操人形 ・「三番叟」のかしらは木製で、髪は烏帽子 (和紙に漆を塗ったもの) に隠れているが、描かれたもの。また、眉毛も描かれ、目と口は内部の紐を操作することによって動く。顔は胡粉を塗り、何らかの塗料で白く仕上げられているが、この塗料は後に目と口にからくりを施す際に塗ったものと思われる。直衣と袴は絹で、直衣の下には麻の着物を着、また、袴の裏地にも麻布 (松葉模様) があしらわれている。胴串は短く、腰差し込み式で、袴の後ろから操師の腕が入るようになっている。目と口にからくりがあることから操作が難しいと思われるが、一人遣いだろうと思われる。人形内部の腰のあたりに竹製の輪っかがとりつけられていて、操師の腕が動きやすいようになっている。

・「千歳」のかしらは木製で、髪は黒で描いた上に植毛し、黒の折烏帽子（和紙に漆を塗ったもの）をかぶっている。顔は胡粉を塗り、白く仕上げられている。眉、目、口は描かれたもの。顎の部分に面をつけるための物と思われる釘状の突起がある。直衣、袴は絹で、どちらにも裏地には麻布が用いられている。直衣には鶴・亀・松・竹・笹等の模様があり、袴には松と笹の模様がある。直衣の下には元禄袖の着物を着ていて、その裏地に麻（松葉模様）が数枚重ねられている。袴の後ろ中央をあけて、そこから操師の腕が入るようになっている。一人遣いだと思われる。内部には人形の頭につながる胴串と腕を動かす棒があり、腰のところには輪っかがとりつけられている。

・「恵比須」のかしらは木製で、後頭部に髪が少し植毛され、烏帽子をかぶったときには少々はみでる。顔に胡粉を塗り、白く仕上げられ、眉・目・口は描かれたもの。鼻の下と顎に手書きで髯が描かれている。袍は白の麻で作られていて、平緒に三つ巴の紋が描かれている。袍の下には絹製の着物を着ている。着物の裏地に麻布を当てている。袴は茶色の絹を用い、裏地には麻を使用している。袴の裾裏に「四」の文字がある。腰に竹の輪っかがついている。操師は袴の裾から手を入れ、人形を操るものと思われ、一人遣いと思われる。内部には頭につながる胴串がついている。

・「女」のかしらは木製で、頭の上部に髪を植毛。後頭部の上に金箔を施した紙がついている。冠をつけたあとらしき穴が2か所に見られる。顔は胡粉を塗り、白く仕上げられ、切れ長の目、赤い小さな口が描かれている。額（眉上部）に位星（くらいぼし）が二つ描かれている。上衣に赤い絹を用い、透かし模様が付いている。裏地に赤の麻使用。その下に無地の絹の着物を着ている。袖の部分には綿が入っている。裳は白の絹。裏地には無地の麻を使用し、下方に「平」と文字が描かれている。内部に頭から続く長胴串があり、裳の裾のほうから手を入れ、操るものと思われる。

・「男」のかしらは木製で、長い髪が植毛され、冠には金箔が施されている。胡粉を塗って白く仕上げられた顔には、細く吊り上がった目と眉、赤い口が描かれている。眉上部に位星が二つ描かれている。上衣は白い絹、裏地には麻使用。その下は無地の絹の着物で、裏地は麻。着物の袖はモジリ袖になっていて、中綿が入っている。袖端に人形の腕が縫い付けられている。裳は無地の絹。裏地に麻を使用し、その下に「富」

	<p>という文字が見られる。内部は頭から続く長胴串と腕に続く棒があり、裳の裾から手を入れ、一人で操ったものと思われる。</p> <p>(2) 指遣い人形（首管式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「武官風」の2体の人形の頭は木製で、目、眉、口は軽く彫った上で描かれている。顔は白く胡粉が塗られている。束常（おいかけ）姿で、格子柄の麻の着物を着、金の箔押し of 袍（ほう）を着ている。袍の裏地には麻を使用しているが、一体の右袖の裏地には一部和紙が使用され、そこには「式拾文分 ■■右衛門」の文字が見られる。着物の裾から手を入れ、手のひらを一杯に開いて、親指と小指で人形の袖を動かす。 ・「町人風」の3体の人形の頭は木製で、髪は黒く塗りつぶされている。顔は胡粉で白く塗られているが、それぞれ額の部分の塗料が剥けている。眉・目・口は描かれたもの。着物は、練り絹の横格子のものが着せられている。裏地に藍染めの麻を使用。襟は紅色の絹で、下地に同色の麻を使用。 ・「女官風」の2体の人形の頭は木製で、島田の髪型にし、黒く塗りつぶされている。眉・目・口は描かれたもの。着物は絹で、紅・緑・金の糸で寛文模様の刺繍が施されている。裏地には麻を使用。着物の裾に少々厚みがつけられている。 ・「狐」の頭は木製で、首から動物のなめし皮を付け、その端に動物の細かい骨を付けている。
7 寸法・重量	別添参照
8 作 者	不明
9 時代又は年代	<ul style="list-style-type: none"> ・操人形の製作年代は定かではないが、享保19年（1734）以前の一人遣いの人形形式と推定。但し、三番叟は目・口が動くので、享保以後とも考えられる。 ・指遣人形の製作年代も定かではないが、衣装と縫い糸から推定すると、操人形よりも時代が遡ると考えられる。具体的には、「武官風」の2体の人形の衣装の縫い糸は新しく、縫い直したものであったが、衣装内の縫い代の切断面が古いことから、寛文頃のものと思われる。 <p>「町人風」の3体の人形は、元禄（1688～1703）頃に流行した練り絹の横</p>

	<p>格子のもので、縫い糸は縫い直されているものの、縫い代の切断面が古いことから、元禄のものであろう。「女官風」の2体の人形の着物は寛文模様で、「武官風」の2体の人形と同一作者のもので、寛文年間（1661～73）のものとして推定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣装を着けている指遣人形の頭は、衣装と同年代であるが、3点の頭だけのものは、衣装を着けている3体の「町人風」の人形の頭の模刻の元になったと考えられ、元禄時代と考えられる。 ・いずれの人形も綿糸が使われていることから、時代が下ってから縫い直しが行われている。
<p>10 画讃・奥書・銘文等</p>	<p>別添参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古文書（「道薫坊伝記」2点、「覚」2点、「御祝儀三番」1点、「操座元太夫系 図」4点、「定」4点、「諸用書留帳」1点、「諸願書留帳」1点） ・棟札（「三条稻荷大明神」4点） ・文箱に「操座本 又右衛門」の銘がある。
<p>11 伝 来</p>	<p>淡路国三原郡三条村の庄屋鈴江又五郎の弟・四郎兵衛は、寛永15年（1638）から18年（1641）頃、盛岡にやって来た。寛永18年正月4日に、盛岡二代藩主南部重直が諸芸を上覧したところ、以後、鈴江氏は盛岡鎮守の祭礼や領内での興行が許され、「盛岡操座元」となった。そうして6月朔日、「御」の字を拝領し、櫓幕（やぐらまく）や内幕に「御操」と付けることが許された。また、正月4日に城内で道薫坊廻しをつとめることが恒例化し、二代藩主重直時代の終わりから三代藩主重信時代の初めにかけて、城中での操芝居が頻繁に行われた。また、盛岡八幡宮の祭礼、遠野郷八幡宮の祭礼などでも行われた。</p> <p>延享5年（1748）4月、藩主の命で芸習得のために江戸にのぼった際、許可を得て、江戸屋敷に出入りの印判師彦兵衛に弟子入りし、重役や藩用の印判を作成して献上したところ大変喜ばれ、諸道具購入代金と『韻府古篆彙集』を下賜された。後に「御」の字を許されて「盛岡御印判師」と名乗った。以後、印判業を兼業しながら操興行をした。</p> <p>弘化2年（1845）、それまで櫓幕に「南部大操」と書いていたのを、願い出て「御免 盛岡操座本 大操 鈴江四郎佐」と書くのを許され、藩から公認された操りとして宣伝した。</p> <p>こうして鈴江家は寛永18年から明治初期までの230年以上もの間、印判業をしながら操座元として活動していた。</p>

<p>12 そ の 他</p>	<p>鈴江家はもと北上河畔の川原町にあり、二度の洪水に遭い、蔵の二階にあげていたものだけが助かり、人形や道具類、人形浄瑠璃本などをかなり失ったという。</p> <p>指定の名称を「盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料」としたのは、資料の中には人形に関するものだけでなく、「盛岡御印判師二葉屋四郎兵衛之覚」のように、印判に関するものも含まれているためである。</p> <p>尚、鈴江家の5体の人形の呼称を「淡路人形」とせず、「操人形」としたのは、人形制作年と制作場所を特定する確定的な資料がなかったため、今後の研究課題としたい。一般に、「淡路人形」とは淡路で作られたもので、阿波で作れば「阿波人形」となる。つまり地名を人形につけて呼ぶのである。従って鈴江家の人形は「淡路人形」とは言い切れない。鈴江家の古文書の中には「あやつり」または「操」と記されている。</p> <p>鈴江家の古文書「諸願書留帳」に嘉永4年(1851)の「覚」があり、そこに「一 大操 一 碁盤人形并子踊」とある。ここで遣われた人形は(2)の指遣い人形と思われるが、(1)の操人形を碁盤人形として転用したことも考えられる。</p> <p>鈴江家の屋敷内には、三条稻荷大明神の社があった。古い棟札には鈴江家の古祖・鈴江四郎兵衛藤原正盛が、故地淡路国三条村から寛永15年に下向した際に、勧請奉齋したとのことが銘記されている。</p>
<p>13 所見</p>	<p>(指定理由：総括)</p> <p>全国興行を行った淡路人形の北限は、三人遣いの福島県(高倉人形)と考えられていたが、それよりも古い一人遣いの「淡路人形」の由緒を示す鈴江家の操人形は、それを越えてかなり古い時代に盛岡に定着したことがわかり、本州では北限となる。</p> <p>操人形の製作年代は定かではないが、三人遣いが中心となる享保19年(1734)以前と推定され、さらに指遣い人形の製作年代は操人形よりも古い時代の可能性もあり、近世初期から文楽に至る過渡期に位置すると考えられ、貴重である。</p> <p>弘化2年(1845)から明治3年(1870)まで、操芝居を始めとする各種の興行を記した「諸用書留帳」や「諸願書留帳」によれば、操座元四郎佐は自分の一座で操芝居を行うだけでなく、他領から来る操人形・常磐津・</p>

	<p>寄浄瑠璃などの興行にも深く関わっていたことを窺うことができる。一方、盛岡藩の七軒丁の御駒太夫は、歌舞伎芝居・小芝居・軽業・からくり・大神楽などの見世物を支配していたことを考えると、それぞれ役割分担をしながら共に藩体制の末端機構の一翼を担っていたことを窺うことが出来る。そしてまた、後の常磐津林中などの出現は、このような土壌に育まれたと考えるならば、操人形が果たした役割は大きいと考えられる。</p> <p>(指定基準)</p> <p>有形民俗文化財として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 2 (1) 歴史的変遷を示すもの <ol style="list-style-type: none"> (2) 時代的特色を示すもの (3) 地域的特色を示すもの <p>に該当する。</p>
--	---

参考文献

- 『岩手県立博物館研究報告 第6号』「盛岡藩の操師鈴江四郎兵衛資料について」 門屋光昭・山本玲子著 1988年 岩手県立博物館発行
- 『淡路人形と岩手の芸能集団』 門屋光昭著 平成2年 シグナル社発行
- 『日本操り人形史-形態変遷・操法技術史-』「第十節 岩手県・鈴江家の人形かしら」 加納克己著 2007年 八木書店
- 『東北地方一人遣い人形芝居調査報告書—猿倉人形を中心に—』 加納克己・瀧見英明著 2009年 財団法人・現代人形劇センター
- 『淡路人形浄瑠璃』 洲本市立淡路文化史料館 昭和61年 洲本市立淡路文化史料館発行
- 『岩手県立博物館 令和2年度テーマ展 個性派役者勢揃い～岩手の操り人形～』 岩手県立博物館(担当:木戸口俊子)編集 令和2年 公益財団法人岩手県文化振興事業団発行

道薰坊傳記

古天地未割陰陽不分
 渾沌如雞子溟滓而含
 牙及其清陽者薄靡而
 爲天重濁者淹滯而爲
 地初洲壤浮漂猶游魚
 浮水上也于時天地中
 生一物狀如葦牙便化
 爲神號國常立尊次國
 挾槌尊次豐斟淳尊
 允三神矣乾道獨化所
 以成此純男
 次有神渥者尊溼者
 尊也次神有大戶道尊
 大戶間邊尊也次有神
 面足尊惶根尊也次有
 神伊赫諾尊伊赫姆尊
 也從國常立尊也
 伊赫諾伊赫姆尊是
 謂神也七代帝矣
 伊赫諾伊赫姆尊於天浮橋
 之上共計曰底下宣燕國牧廼
 以天之瓊也牙指下而探之
 倉頡其牙鋒滴漚之潮變
 寫名之曰殿馭意也潮變於
 降音也

道薰坊傳記



操人形（女）



操人形（三番叟）



指遣い人形（武官風）



指遣い人形（町人風）



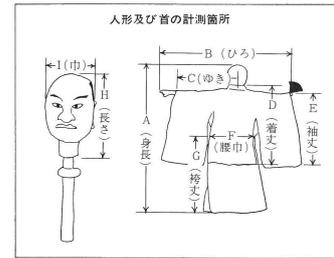
指遣い人形（女中風）



狐

操師鈴江四郎兵衛関係資料一覧

種類	資料名	サイズ	その他
1 操人形	三番叟	A 99cm B 89cm C 62cm D 48cm E 65cm F 26cm G 51.5cm H 13.5cm I 8.1cm	目、口からくり 扇、鈴
2 操人形	千歳	A 80cm B 90cm C 48cm D 39cm E 60cm F 19cm G 53cm H 13.4cm I 7.8cm	扇あり 一人遣い人形
3 操人形	恵比寿	A 76cm B 72cm C 38cm D 32cm E 42cm F 21.5cm G 40cm H 12.2cm I 7.6cm	一人遣い人形
4 操人形	女	A 76cm B 62cm C 33cm D 41cm E 40cm F 21cm G 43cm H 9.8cm I 6cm	胴串長い 一人遣い人形
5 操人形	男	A 77cm B 70cm C 35cm D 37cm E 44cm F 21cm G 41cm H 11.1cm I 6cm	胴串長い 一人遣い人形
6 指遣い人形	武官風1	A 39cm B 36cm C 19cm D 14cm E 16.8cm H 12.4cm (冠とも) I 5.6cm	直衣姿
7 指遣い人形	武官風2	A 38cm B 38cm C 18cm D 15cm E 16.8cm H 12.7cm (冠とも) I 6.8cm	直衣姿



	種類	資料名	サイズ	その他
8	指遣い人形	町人風1	A 34cm B 30cm C 15cm D 30cm E 11.5cm H 7.9cm I 4.1cm	
9	指遣い人形	町人風2	A 32.5cm B 30cm C 16cm D 30cm E 11cm H 7.1cm I 3.3cm	
10	指遣い人形	町人風3	A 34cm B 28.5cm C 15cm D 3.1cm E 11.3cm H 7.3cm I 3.7cm	
11	指遣い人形	女中風1	A 41cm B 33cm C 17.5cm D 35.5cm E 11cm H 7.9cm I 5cm	
12	指遣い人形	女中風2	A 41cm B 36cm C 17cm D 35cm E 12cm H 6.5cm I 4.3cm	
13	棒遣い人形	狐	(頭) 4.6cm × 10.5cm	木製・骨・皮
14	指遣い人形	指遣い人形頭1	高さ7.6cm × 幅4.4cm	町人風男
15	指遣い人形	指遣い人形頭2	高さ7.3cm × 幅3.7cm	町人風男
16	指遣い人形	指遣い人形頭3	高さ7.1cm × 幅3.3cm	町人風男
17	操人形附属品	腕付手	長さ 27.2cm 腕幅 2.2cm 手幅 3cm	右手
18	操人形附属品	手	長さ 11cm 腕幅 2.2cm 手幅 3.3cm	左手
19	古文書	道薫坊伝記	190 × 30cm	冒頭欠
20	古文書	道薫坊伝記	278 × 29.5cm	
21	古文書	覚	88 × 31cm	操師座元四郎兵衛之覚
22	古文書	覚	142 × 32cm	盛岡御印判師二葉屋四郎兵衛之覚
23	古文書	御祝儀三番	16 × 27.5cm	鈴江伝来之書
24	古文書	操座元太夫系図	46.2 × 36cm	鈴江津屋宛
25	古文書	操座元太夫系図	46.2 × 36cm	鈴江と美宛
26	古文書	操座元太夫系図	46.2 × 36cm	鈴江嘉祿宛
27	古文書	操座元太夫系図	46.2 × 36cm	鈴江帰美宛
28	古文書	定	43 × 32.5cm	
29	古文書	定	43 × 32.5cm	天保14年の下書きカ
30	古文書	定	43 × 32.5cm	天保14年の下書きカ
31	古文書	定	43 × 32.5cm	天保14年の下書きカ
32	古文書	諸用書留帳	16 × 25cm	

	種類	資料名	サイズ	その他
33	古文書	諸願書留帳	17×24cm	
34	棟札	三条稲荷大明神	38.1×15cm	鈴江家の氏神
35	棟札	三条稲荷大明神	46×14cm	鈴江家の氏神
36	棟札	三条稲荷大明神	24.2×12.3cm	鈴江家の氏神
37	棟札	三条稲荷大明神	29.6×10.2cm	鈴江家の氏神
38	その他	つづら	68×41×34cm	人形などの道具入れカ
39	その他	文箱	36×7.5×1.8cm	「道薫坊伝記」入れカ

諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財
名 称 ・ 員 数	南日詰大神楽 (みなみひづめだいかぐら)
所有者 (保持者・団体) の 住所・氏名 (名称)	岩手県紫波郡紫波町南日詰字梅田 98 番地 南日詰大神楽保存会 代表 ^{たかはし まこと} 高橋 信
文化財の所在場所	岩手県紫波郡紫波町南日詰京田地域
指 定 理 由	<p>南日詰大神楽は七軒丁の流れを汲む六角大神楽 (花巻市石鳥谷新堀) の直弟子で、紫波郡紫波町南日詰の京田を中心とした周辺地域の住民により担われてきた大神楽である。七軒丁とは、盛岡藩の庇護を受けた芸能集団である。</p> <p>来歴は、六角大神楽を師として、明治 20 年代に南日詰京田の^{たかはしまご}高橋孫十郎^{じゅうろう}らが舞を伝授され、南日詰大神楽が成立した。明治 25 年銘の神楽幕や当時のものと伝えられる獅子頭が保存されており、明治 41 年及び 43 年銘『^{しよげいつづり}諸藝綴』からは、当時の演目が確認できる。また、明治 27 年に記された『大神楽読本』(写本が現存)や大正 9 (1920) 年銘「人名簿」により、その来歴と伝授の経過を知ることができる。戦中、担い手の減少により中断を余儀なくされた時期があったが、戦後まもなく活動を再開した。また、昭和 40 年代半ばに一時的に活動が弱まった時期があったが、昭和 48 (1973) 年に活動を再開して以降、現在に至る。大神楽創設期から昭和 30 年代までは、一貫して^{まごじゅうろう}高橋孫十郎が指導者となり、その後は高橋憲治郎・高橋^{まさき}正喜が指導者を務めた。現在は、9 名の保存会員が「獅子舞」「囃子舞」「万歳」等 11 演目を保持しつつ、神社例大祭での奉納や歳祝い、イベントでの上演など年間 6 回程の活動をしている。令和 2・3 年はコロナ禍のために上演活動は減少したが、例大祭での奉納は継続していた。</p> <p>京田地区の子供会での伝承活動は積極的に取り組んでいて、昭和 56 年より 40 年間以上継続している。この経験を通して、成長後に保存会会員となる事例もあり、今後の継続も可能である。神社例大祭や地区芸能鑑賞会などが子供たちの披露の場となり、地域文化の伝承にも貢献している。また、歳祝いでの祈祷や地域行事での上演依頼を受けるなど、継続した地域貢献をしている。師である六角大神楽はすでに廃絶しているが、南日詰大神楽が沢田や中陣地区など複数の地域に舞を伝授したことで、この地方に大神楽が定着した。こうした意味で、この地方における大神楽の伝播の中核的存在として地域に果たした役割は大きい。</p>

	<p>これらのことから、南日詰大神楽はその活動に歴史的裏付けを持ち、これまでの継続性、地域に果たす役割、今後の将来性を検討した結果、岩手県指定無形民俗文化財として指定するのにふさわしいものとする。</p> <p>(岩手県指定文化財指定基準)</p> <p>第4 無形民俗文化財指定基準</p> <p>2 民俗芸能</p> <p>(2) 芸能の変遷の過程を示すもの</p> <p>(3) 地域的特色を示すもの</p> <p>【紫波町指定無形民俗文化財（昭和50年3月25日指定）】</p>
--	---

指定文化財調査報告書

調査員 中嶋 奈津子
令和 4年 1月 20 日

1 所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	岩手県紫波郡紫波町南日詰字梅田 98 番地 <small>みなみひづめだいかぐらほぞんかい</small> 南日詰大神楽保存会 会長 <small>たかはし まこと</small> 高橋 信
2 文化財の所在場所	紫波郡紫波町南日詰京田地域
3 種 別	無形民俗文化財
4 名 称	<small>みなみひづめだいかぐら</small> 南日詰大神楽
5 員 数	
6 品質・形状	
8 作者（保存会）	南日詰大神楽保存会
9 時代又は年代	明治 20 年代(1887)
10 画 讃 奥 書 銘文等	・明治 27 (1894) 年『大神楽読本』伊藤源次郎義信 <small>いとうげんじろうよしのぶ</small> （写本） 高橋 信(保存会会長長・座元)所蔵
11 伝来（由来・伝承）	<p>七軒丁（盛岡藩の庇護を受けた大神楽の芸能集団）の流れを汲む六角大神楽（花巻市石鳥谷町新堀）を師匠とし、六角流南日詰大神楽として明治 20 年代に結成。南日詰京田の高橋一郎（初代座元）・高橋孫十郎ら 9 名の連中が、新堀の六角大神楽の佐藤秀右ヱ門忠兼・伊藤源次郎義信らを師として招き、舞を伝授された。以降、南日詰大神楽は高橋孫十郎を中心に、京田地区を中心とした地域住民により担われてきた。（南日詰大神楽の伝承および高橋三五郎『南日詰大神楽百年の歩み』南日詰大神楽保存会 昭和 58 (1983) 年より）</p> <p>*六角大神楽について</p> <p>六角大神楽はすでに廃絶していて、新堀地区での情報を得ることが出来ないが、南日詰大神楽では六角大神楽について以下のように伝えられている。</p> <p>南部公が盛岡に来て何代の頃か明らかでないが、稗貫八重畑関口の北家に行く途中、同郡新堀六角の庄屋で、佐藤秀右ヱ門忠兼なる人の許に休泊された。その折に供の人達が教え残したものが、「六角流」大神楽であるとされている。その後、舞の手振りに工夫をこらしながら部落の人達で踊られていたという。もともと武士階級の人々による舞であるところから、いかめしく荘厳な舞であったと言われている。</p> <p>『紫波町の文化財』紫波町教委委員会 平成 4 (1992) 年引用</p> <p>また、この時六角の人々に大神楽を教えた「供の人達」が七軒丁であることも伝えられている。「紫波町指定無形民俗文化財（民俗芸能）調査票」紫波町教育委員会 昭和 56 (1981) 年 より。</p> <p>六角大神楽は紫波町の他、旧東和町・花巻市方面にも伝承されている。</p>
12 その他	<p>【経過・芸能の伝承法】</p> <p>戦中衰退したが、戦後まもなく再開した。昭和 28(1953)年には南日詰大神楽保存会を設立、同年に紫波郡芸能保存会(後の紫波町芸能保存会)</p>

に加入し、昭和 30(1955)年には、紫波郡郷土芸能祭に参加している。昭和 40 (1965) 年代半ば頃に一時的に中断したが、昭和 48 (1973) 年から再活動し現在に至る。創設期から昭和 30 年代までは、一貫して高橋孫十郎が指導者となり、その後は高橋憲治郎・高橋正喜らが指導者を務めた。現在は 30～70 歳代の 9 名の保存会員が「獅子舞」「囃子舞」「万歳」等 11 演目を保持しつつ、地域の神社例大祭での奉納や、県内各地の郷土芸能大会・イベントへの参加など、年間 6 回程の上演活動を行っている。令和 2～3 年はコロナ禍で上演の機会は減少したが祭礼での奉納は継続し、また紫波町のイベントと赤石地区芸能鑑賞会で上演した。

継承活動においては、京田地区の子供会への指導活動を昭和 56 (1981) 年頃より 40 年以上継続していて、現在も取り組んでいる。子供たちの稽古は、通常月 1 回日曜日に 2 時間を定例とし、夏休みに集中稽古を行い、京田八幡神社例大祭や郷土芸能祭、地域行事などを練習成果の発表の場としている。大人も子供達と一緒に稽古をする。また、南日詰大神楽が沢田地区や古舘地区など複数の地域に舞を伝授したことで、紫波町に六角流の大神楽が広まり定着した。

- ・昭和 24 (1949) 年 4 月上演 (会場不明『岩手県民俗芸能史』1281 頁)
- ・昭和 28 (1953) 年 南日詰大神楽保存会を結成。
紫波郡芸能保存会に加入。
- ・昭和 30 (1955) 年 紫波郡郷土芸能祭参加。
- ・昭和 35 (1960) 年 志賀理和気神社にて六角流の佐々木武夫氏を招き、3 日間の日程で六角流大神楽の研修会を開催。

【行われる時期と場所】

- ・京田八幡神社例大祭奉納(毎年 9 月)
- ・京田地区歳祝い(毎年)
- ・赤石芸能鑑賞会(毎年 1 月末～2 月)
- ・紫波町郷土芸能祭(毎年の開催。南日詰大神楽の出演は 3 年に 1 度)
- ・紫波町内の神社例大祭奉納(紫波稲荷神社等)
- ・各地の郷土芸能祭、イベント等での上演

【衣装】

◎囃し手

着物(緑)・袴(銀黒の格子模様)・白足袋・草履。

◎舞い手

・獅子舞:単衣の肌着(白地。裾のみ模様あり)・袴(銀黒の格子模様)・白足袋・草履。白のはちまきを額に結ぶ。オッパトリ役も同様の衣装。

・囃子舞:着物(緑)・袴・陣羽織・白足袋・草履・頭巾。

・万歳(太夫):着物(緑色)・袴・紋付陣羽織・白足袋・草履。

・万歳(才三):単衣の肌着・タツツケ袴・陣羽織・白足袋・草履・頭巾。

*衣装については、大人・子供ともに保存会で用意して管理している。

【道具】

◎「明治二十五年八月 南日詰大神楽」銘幕 (1892 年)

◎獅子頭:開始当時からのもの。昭和 40 年に割れたために修理・塗り直しをしている。獅子頭の幕は、緑色の地に白抜き宝珠の模様。以前は唐草模様であった。

◎囃し手

太鼓(小)、笛、手平鉦(手平鉦は開始当時のもの)。

◎舞い手

- ・獅子舞:幣束と錫杖。
- ・万歳の才三:道具として鼓(小)を持つ。
- ・囃子舞:扇子。

これらの道具は、座元である保存会長宅で保管している。

【演目】

南日詰大神楽は、「獅子舞」「囃子舞」「万歳」から構成される。古い演目本には「狂言」そして、万歳「神力舞」の記載もあり、以前は行っていたことがわかる。

1. 獅子舞
雲切り・四方切り・狂い獅子
2. 囃子舞
大黒舞・恵比寿舞・木挽舞・祝いの舞・竹の子舞・松の舞
3. 万歳
盛岡万歳・大峰万歳・徳若万歳・作万歳

【芸態】

囃し手:胴前とも呼び、太鼓(小)(1名)・笛1名・手平鉦(2名)から成る。

1. 獅子舞

最初に舞われる祈祷の舞。獅子舞は、「雲切り」「四方切り」「狂い獅子」の順に踊る。通常一頭の獅子に獅子役とオツパトリ(獅子の幕の尾をもつ役割)の二人で舞う。「雲切り」はオツパトリが御幣と錫杖を衿にさして幕の尻をとり、獅子は口を大きく開いたまま、幕を広げて舞台をまわって四方を切る。口中には舌がなく、赤い布で喉を隠している。「四方切り」では、獅子使いが獅子頭を被ったまま、幕を後ろに払いのけて全身を現し、右手に御幣と錫杖を振りながら舞台をまわる。次いで御幣を左手に、錫杖を右手にとって悪魔祓いと清めの舞を舞う。獅子は口を開いたままである。次にオツパトリも幕に入り、二人立ちとなって、「狂い獅子」となる。幕を高く掲げて、猛獣らしく上下に動き、口を開閉して悪霊に噛みつく所作をする。「ハラハラハラ」と掛け声がかかり、悪魔祓いが終わる。

2. 囃子舞

舞の中で、祝福祈願の言葉を唱える。大黒舞・恵比寿舞・木挽舞・祝いの舞・竹の子舞・松の舞。踊り手は扇を開いて舞台をまわり、中央に戻り、右手の扇をかざして胸をそらしたり、その扇を拍子をつけながら徐々に半円を描いて降ろしたりする(扇車)。腰を低く降ろして上体を起こし、右腕は前に伸ばし、左腕は腰につけた姿勢で拍子を踏む。木挽舞は殿様役と木挽き役の二人組の舞で、木を挽く所作を踊る。

3. 万歳

太夫と才蔵の掛け合い。才蔵は頭巾を被り、太夫にあわせて鼓をたたき、はやしながら供をする。盛岡万歳・大峰万歳・徳若万歳・作万歳。

【歌詞】

別紙1参照

【慣習と儀式】

「獅子舞」は悪魔祓いと清めの祈祷の舞として重要。神社例大祭や歳祝い、新宅祝いなどで、必ず最初に「獅子舞」が行われ、その場が祓い清められる。「獅子舞」の中で太鼓と獅子の掛け合いがあるが、「お屋敷、お社中の悪魔を祓う」等の文言がある。新宅祝いの際には「獅子舞」に「柱噛み」を加え、柄杓で四方に水を撒き火伏を行う。囃子舞と万歳は余興として行われる。

【地域貢献・地域住民の関わり】

毎年2月には京田地区の歳祝いがあり、「獅子舞」で祈祷をする。また囃子舞や万歳を上演して皆で楽しむ。京田八幡神社の例大祭も同様、地域住民のコミュニティの場となっている。また、子供達もこれに参加して、「竹の子舞」「大黒舞」など稽古の成果を披露、かつ地域の伝統行事の伝承の機会ともな

っている。昭和 48 年復興当時から 50 年代までは京田地区全戸を門付けしていた。現在、町内の多くの神社から奉納を依頼されている。

【周辺の大神楽との関連】

高橋孫十郎らにより、紫波町内の複数の地域に南日詰大神楽が伝授された。以下に記す。

◎大神楽としての伝授(高橋孫十郎・高橋憲次郎・照井儀一郎指導)

- ・大正 9(1920)年 紫波稲藤大神楽(座元 浅沼峯司)
- ・昭和 12(1937)年 浦田大神楽(座元 浦田与治右エ門)
- ・昭和 13(1938)年 片寄北田大神楽(座元 細川久)
- ・昭和 30(1955)年代 南日詰田中大神楽(座元 屋号鶴巻田)
*解散後、南日詰神楽と合流
- ・昭和 30 年代 古館中陣大神楽
- ・昭和 30 年代 沢田大神楽
- ・昭和 39(1964)年 紫波高校の要請により、三週間に及び六角流の舞を指導。
- ・昭和 49(1974)年 古館中陣大神楽

◎囃子舞・万才の伝授(高橋孫十郎指導)

- ・昭和 12(1937)年 片寄新田田植え踊り(座元 照井儀一郎)
- ・昭和 31(1956)年以前 岡田田植え踊り(囃子舞と万歳の指導)
- ・昭和 31 年以前 桜町田植え踊り(囃子舞の指導)
- ・昭和 40(1965)年 京田地区の若者と婦人部に囃子舞の指導。
(高橋正喜・高橋憲次郎指導)

沢田地区(沢田大神楽)、古館地区(中陣大神楽)はじめ上記の地域に大神楽を指導している。沢田大神楽とは、笛・太鼓など互いに協力している。また、北日詰大神楽の前進は南日詰大神楽である。その他、囃子舞や万歳は、岡田田植え踊り・桜町田植え踊りに伝えられている。

【資料】

- ①『大神楽読本』明治 27(1894)年 伊藤源次郎義信著(写本)
- ②『明治四十一年 諸藝綴り 高橋喜代人』明治 41(1908)年
- ③『明治四十三年 諸藝綴り 九月吉日』明治 43(1910)年 高橋喜代人著

上記三点は、囃子舞や万歳の内容を記してある資料。①は師である六角大神楽から伝授された『大神楽読本』(明治 27 年)の写本。六角大神楽の 4 名の師匠(佐藤秀右エ門忠兼・村上伊勢正源吉長・伊藤宮之進吉明・伊藤源次郎義信)の氏名と、弟子となった南日詰太神楽連中(高橋橋蔵・高橋孫十郎・高橋権太)の氏名が記録されている。

④『人名簿』大正九年九月二日銘

大正 9(1920)年当時に稲藤地区に大神楽を結成した際に、稲藤大神楽座元から師匠である新堀六角大神楽の佐々木春吉と南日詰太神楽の高橋孫十郎に指導方願書として提出されたもの。二人の師匠の氏名、そして稲藤大神楽の座元と大神楽連中 9 名の氏名が記録されている。この資料から当時、六角流の大神楽が南日詰大神楽を通して周辺地域に伝播していく状況がわかる。

⑤『南日詰神楽百年の歩み』(記録)南日詰太神楽 高橋三五郎著 昭和 58(1983)年

歴代の南日詰大神楽衆の氏名と各時代の六角大神楽の師匠名が記してある。また、開始当時から大神楽の経過が記録されている。著者は、初代高橋孫十郎の子供。

【文化財指定】

	昭和 50(1975)年 3 月 25 日紫波町指定無形民俗文化財
13 所見	<p>1. 演目の維持・保存 県内において、七軒丁系の流れを汲むことが伝えられる大神楽は複数あるが、史料を残している団体はわずかであり、中断している事例や演目の一部のみを継承している事例も多い。南日詰大神楽は七軒丁の流れをくむ六角大神楽の直弟子であるが、成立由来も明確で師匠との師弟関係を長期間保ち、忠実にその舞を現代に継承している。六角大神楽が中断した後も、当時から伝承される獅子舞(祈祷舞)・囃子舞・万歳の一連の演目の殆どを現在も維持・保存している点に価値がある。</p> <p>2. 保存会の活動と維持 以前の活動の記録が保存されていて、当時盛んに大神楽を行っている様子がわかる。また戦後すぐに再活動し、昭和 40 年代に一時中断後も数年で復興、その後は休止・中断なく保存会の活動を行っている。座元家で獅子頭や諸道具、古記録を管理しており、保存会としてのこれまでの経過が明確である。現在の活動も、地元の京田八幡神社の例大祭のほか、紫波町内の複数の神社例大祭での奉納、県内各地の郷土芸能大会やイベントの参加など多岐に渡っている。</p> <p>3. 保持団体の継続性・将来性について 地域での伝承活動への理解と協力が得られており、京田地区子供会での伝承活動は昭和 56 年から 40 年以上継続し、取り組まれている。これまでの担い手たちも、この伝承活動を通して成長後に保存会会員となっていて、今後の活動も可能である。</p> <p>4. 地域貢献 地元の神社例大祭や、京田地区の歳祝い行事に毎年奉納・祈祷している。この行事には子供達も参加するために地域の文化を体験し、伝承の機会ともなっている。以外の地域でも年中行事での上演依頼を受けて継続した地域貢献をしており、その果たす役割は大きい。</p> <p>5. 県内における大神楽の流派の位置づけ 師である六角流大神楽はすでに廃絶している状況下、南日詰大神楽が沢田大神楽や中陣大神楽などの六角流同門の神楽の復興を支えたこと、以外にも複数の地域に舞を伝授したことで、紫波町に六角系の大神楽が定着した。また、囃子舞や万歳を大神楽以外の芸能団体にも伝えていて影響を与えている。こうした意味で、七軒丁系の一流派である六角流の伝播の中核的存在として果たした役割は大きい。かつ岩手県内における大神楽の伝播を研究するうえで重要な存在である。</p> <p>これらのことから、南日詰大神楽はその活動に歴史的裏付けを持ち、これまでの継続性、地域に果たす役割、今後の将来性を検討した結果、岩手県指定無形民俗文化財として指定するのにふさわしいものと考えられる。</p> <p>よって、岩手県無形民俗文化財指定基準の2 民俗芸能(2)芸能の変遷の過程を示すもの、(3)地域的特色を示すものとして、その候補に提示する。</p>

【参考文献】紫波町教育委員会『紫波町の文化財』1992 年 紫波町

森口多里『岩手県民俗芸能誌』1971 年 錦正社

紫波町史編さん委員会『紫波町史 第 2 巻』1984 年 紫波町

岩手県教育委員会『岩手県の民俗芸能-岩手県民俗芸能緊急調査報告書』1997 年岩手県

高橋三五郎『南日詰大神楽百年の歩み』1983 年

資料1

左：南日詰大神楽獅子頭



南日詰大神楽 「獅子舞」

右：同家に伝わる獅子頭権現



昭和 30 年当時の写真



南日詰大神楽 獅子舞「恵比寿舞」



南日詰大神楽 万歳



南日詰大神楽 明治 25 (1892) 年銘神楽幕



大神楽衣装と道具 陣羽織



「タイコ」*注1



「ツヅミ」*注2



(注1) 「タイコ」について

太鼓 (小)。なお、南日詰大神楽保存会では「タイコ」の名称で呼んでいる。

(注2) 「ツヅミ」について

鼓 (小)。なお、南日詰大神楽保存会では「ツヅミ」の名称で呼んでいる。

別紙 1

【南日詰大神楽 資料】 寸法



* 内容は調書参照

- 左上『明治四十一年 諸藝綴 旧九月吉日』
縦 23.0 cm 横 16.0 cm 厚さ 1.8 cm 右綴じ
- 右上『四十三年 明治諸藝綴 高橋喜代人』
縦 23.0 cm 横 16.0 cm 厚さ 1.2 cm 右綴じ
- 左下『人名簿』
縦 20.6 cm 横 17.0 cm 右綴じ
- 右下『大神楽読本』
縦 25.0 cm 横 17.0 cm 厚さ 1.2 cm 右綴じ

【歌詞】

1. 「獅子舞」祭文

「チヨイ押し開き、イザヤ神楽を舞らする、三尺の剣を抜いて、悪魔を祓う。

「奴とさたる」

「舞でござる」

「お先に立ったるは」

「七曜の星」

「お役は」

「九曜の星」

「己は」

「お屋敷、お社中の悪魔を祓う」

2. 囃子舞「出口上」

「めでたいぞ めでたいぞ 御めでたいの折柄に

「さあさあ囃して下されば、ここに一つ覚えた大黒舞とは 見さいな

諮 問 物 件 調 書

種 別	史跡名勝天然記念物（史跡）
名 称 ・ 員 数	久慈城跡（くじじょうあと）
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	個人
文化財の所在場所	久慈市大川目町第25地割60番地ほか
指 定 理 由	<p>久慈城跡は久慈市大川目に位置する。発掘調査の成果や文献資料などから中世の三戸南部氏の一族である久慈氏の居館と考えられている。</p> <p>城跡は久慈川の支流となる切金川と堀川に囲まれた独立丘陵に立地しており、東西360m、南北330mの丘陵頂部の主郭を中心として、南北に一段低い平場を構築した連郭式の山城である。主郭の北側には尾根を切り込んで構築した堀切があり、それぞれ区画して郭としている。堀切はそのまま西側の斜面にも続いており、堅堀状の窪みとなっている。郭の南側には4段の平場が東西に連続しており、その間は2～3mの段差となっている。各平場には狭い平坦面が取り付くとともに、なかには緩やかな平場に通じる道もいくつかある。その中には鉤型に屈曲しているものもあり、あるいは城館に伴う可能性もある。</p> <p>久慈市教育委員会が実施した発掘調査では、掘立柱建物跡にともなう柱穴などを検出しており、中には形態が方形で、確認できる柱間寸法が7尺を測り、白磁などの陶磁器や北宋銭などが出土していることなどから、15～16世紀を中心とした城館跡と考えられる。</p> <p>城は天正20年（1592）に廃城となっているが、それまでに城内での争いがなかったことや、近世以降代官所などが東側の八日町などに移ったということもあって、城が大きく改変されることはなかったと思われる。このような経緯から各平場や緩斜面などには中世の遺構がそのまま保存されていると考えられる。</p> <p>歴史的な背景が明らかであることと、いくつかの郭が並列する連郭式の山城という中世城館のひとつの特徴をそのまま示す稀有な中世城館であることから、岩手県指定史跡として保護したい。</p> <p>城の保存については久慈市の大川目地区に地域住民や中学生などが積極的に活動しているほか、いくつかの団体が中心となって久慈城跡保存協議会を結成するなど、文化財保護の模範的となるような取り組みを行っており評価したい。</p> <p>（岩手県指定文化財指定基準） 第5 史跡名勝天然記念物指定基準（史跡） 次に掲げるもののうち県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつその遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。 2 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡 【久慈市指定文化財 史跡（昭和48年10月8日 指定）】</p>

指定文化財調査報告書

調査員 高田和徳

令和 4年 1月 4日

1 所有者の住所・氏名	個人
2 文化財の所在場所	岩手県久慈市大川目町第 25 地割 60 番ほか
3 種別	史跡
4 名称	くじじょうあと 久慈城跡
5 員数	1 件
6 品質・形状	
7 寸法・重量	42, 064㎡
8 作者	
9 時代又は年代	室町時代から戦国時代
10 画讃・奥書・銘文等	
11 伝来	
12 その他	
13 所見	<p>1. 遺跡の位置</p> <p>久慈城跡は久慈市大川目町新町の久慈川支流の切金川と堀川の間の高標 84mの独立丘陵に位置する中世城館跡である。全体面積は東西 400m、南北 300mの約 70,000 ㎡で、沖積平野との比高差は 50mとなっている。そのうち丘陵裾野の馬場と呼ばれる緩斜面を除いた城の主体部は約 40,000 ㎡となっている。</p> <p>2. 保存の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 48 年 10 月 8 日 久慈市指定史跡となる。 ・昭和 63 年 大川目町の全戸(約 1200 戸)が加入した久慈城跡保存会を結成し、毎年刈り払いなどの美化活動を実施してきた。 ・平成 3 年 久慈市教育委員会が久慈市内遺跡詳細分布調査事業のなかで発掘調査を実施、掘立柱建物跡等に伴う柱穴跡等を検出、調査後保存のための用地交渉に着手。 ・平成 25 年 用地交渉再開、不動産鑑定を実施。 ・平成 26 年 立木伐採補償費額を算定。 ・平成 27 年 交渉相手の地権者が逝去、用地交渉は一時休止。 ・令和 元年 大川目町まちづくり協議会、久慈市観光協会、久慈城の会、九戸歴史民俗の会の 4 団体で久慈城跡保存協議会が発足、史跡の整備活動やガイド活動を実施している。

3. 城の構造

中央やや西寄りの丘陵頂部に南北 80m、東西 60m、おおよそ 2,800 m²の三角形の平場があり主郭と考えられる。先端部となる北側には堀切があり、その先が一段低い小規模な郭となっており、小高くなった北端に稲荷社が祀られている。

堀切は最大 12m 幅で、そのまま西側斜面に豎堀状の窪地となって続いている。

主郭のすぐ下には南側から東側の先端部まで4～5段の平場が連続しており、それぞれ手前からⅡノ郭、Ⅲノ郭と呼ばれている。Ⅱノ郭は南に張り出した 20×18mの平場が東西 30～40m、南北 35～40mの広い平場に幅5～8mの狭い平場でつながれた東西に長い郭となっている。主郭との比高差は約3mである。Ⅲノ郭はⅡノ郭の下にあり、Ⅱノ郭を巻き込むように西から東へ平場が連続している。東側は東西 33m、南北が 23～35mとなるのに対して、西側は幅4～5mとやや狭くなる。Ⅱの郭との比高差は西側で約5m、東側で3mとなっている。東側にはさらに若干低くなった三角形の平場がおおよそ 50m程続き、さらにその下にも2m程低い 10×20m程の平場が構築されている。

以上のように久慈城跡は丘陵頂部を主郭として、その両側に数段の平場を設けた連郭式の山城である。各郭の南側から東側の丘陵裾部は緩やかな斜面となっており、馬場跡との伝承があるほか、中央南側2箇所、それぞれ牛頭天王社、気比神社(駒形神社)が祀られている。東端裾部では井戸跡が確認されている。

城の南北両側は谷となり、それぞれ堀川と切金川が北西から東南へと流れているが、堀川は城の南西部で東側に大きく曲がっており、もともとの流路を変更して堀とした可能性もある。

4. 発掘調査

久慈市教育委員会では平成元年度から8年間、市内の遺跡詳細分布調査を実施しているが、そのなかで平成3年度に久慈城跡の発掘調査を実施している。調査地は1調査区から4調査区までの4箇所で、主郭と考えられる平場の中央に3調査区と4調査区の2箇所、Ⅱの郭の東寄りが1調査区、Ⅱの郭とⅢの郭の間の斜面に2調査区を設定して、それぞれトレンチを設け調査した。

調査の結果、主郭の3、4調査区で、掘立柱建物跡に伴う柱穴を3調査区で5個、4調査区で9個検出している。それぞれの柱穴のなかには形態が方形のものがあり、しかも対応すると考えられる柱穴の柱間寸法が 2.10m ということから、15～16 世紀の遺構である可能性が高い。各遺構はきわめて良好な状態で保存されていることが明らかになった。出土遺物は少ないが、白磁、あるいは素焼きの陶器片とともに北宋銭が出土していることから城が中世城館であることを裏付けている。

5. 城主

久慈城は別名「新町館」とも呼ばれ、近世資料では「八日館」とも記録されている。久慈城に関する文献資料はいずれも近世以降のものであり、中世の根本史料を欠いているが、内史略等によれば、文明年中(1469～1486)に久慈備前守信実が久慈大川目の八日館に居住、あるいは八日館を築城という記載がある。南部光行三男朝清を久慈氏の祖とすれば信実は久慈氏 12 代となり、少なくとも信実以降久慈氏の居館となった可能性もある。天正 19 年(1591)の九戸の乱では、城主久慈備前守直治は中務政則とともに九戸城に籠城し、敗戦後九戸方の武将とともに現在の宮城県栗原郡栗駒町三迫岩崎で処刑されている。

既に豊臣秀吉から所領安堵の朱印状交付を受けていた南部信直は、領内の諸城破却の命を受け、領内にある 48 城のうち 36 城を取り壊し、翌天正 20 年(1592)の「南部大膳大夫分國之内諸城破却書立」に「一、同郡之内 久慈 山城破却 信直抱代官久慈修理」とあり、久慈城は天正 20 年(1592)に廃城となった。

6. 遺跡の保護活動

- ・平成3年まで久慈城跡保存会が刈り払いを実施
- ・平成4年以降は年久慈市教育委員会が中心となって刈り払いを実施している。
- ・平成 29・30 年には「久慈文化遺産活用地域活性実行委員会」と「久慈城の会」が刈り払いを実施、城の入口に案内板を設置している。
- ・平成 29～令和3年度、地元の大川目中学校全校生徒が清掃活動を実施。

7. 今後の計画

今後については、指定された後用地取得を進めるとともに発掘調査を実施して城の概要が明らかになってから将来的に復元整備などを計画している。

8. 久慈城跡の評価

中世の三戸南部氏一族の代表的な居館としては、青森県三戸町の三戸城跡、南部町の聖寿寺館跡と周辺の館群、二戸市の九戸城跡、浄法寺城跡、一戸町の一戸城跡などがあり、いずれも 10 万㎡以上の大規模な城館となっている。

以上の城館のうち、三戸城跡は合流する二つの川に挟まれた独立丘陵の山地頂上から緩やかな斜面にかけて、平場を連続させた連郭式の山城なのに対し、そのほかの城館は、いずれも各郭の間に 10mを優に超す大規模な堀で区画された複数の館で構成される城である。

このように城の特徴には2種類あり、そのなかで久慈城は規模はやや小さくなるが、三戸城跡と同じ連郭式の山城となっている。

以上の城館跡のなかで、九戸城跡と三戸城跡は近世以降大きく改変されており、中世の構造は必ずしも明らかではないが、久慈城跡は、浄法寺跡、一戸城跡、聖寿寺館跡などと同じく天正 20 年(1592)に廃城となっており、中世城館の特徴を良く残している。なかでも久慈城跡の場合、その後代官所が現在の久慈市の中心地である八日町に設置されたこともあって、城が大きく破壊されることがなかった。さらに発掘調査で明らかになったように、城館の基盤層は堅固な砂岩層となっており、農耕地などにはあまり適さない地質だったこともあって、大半が山林となっている。このような条件が重なったこともあり、久慈城跡は中世の遺構がそのまま保存されてきたものと思われる。

ところで久慈城の下の谷底平野に、掘で囲まれた堀屋敷という地名が残されている。城の東南部に相当するが、合流した堀川と切金川がそのまま東に流れたその先にやや幅広の落ち込みがあり、堀跡と考えられている。あるいは久慈城に関連ある遺跡とも考えられる。

9. 総括

久慈城跡は発掘調査の成果から、15～16 世紀の室町時代から戦国時代にかけての城館跡で、文献資料などから三戸南部氏一族である久慈氏の居館と考えられる。城は久慈市の市街地に近い大川目地区に立地するが、きわめて良好に保存されている。その要因として、ひとつは中世末の領内をめぐる南部一族の抗争で久慈城が争いの場とならなかったことと、城主が九戸政実方として参戦したため、一族が断絶し廃城となったことがある。加えて近世以降の街並みが八日町に移り大きく改変されることがなくなったことや、城内に稲荷社、牛頭天王社、気比神社(駒形神社)という3社があるように、城跡が地域住民の精神的な支えとなっていたこともあり、その後も破壊されることなく現在まで良好に保存されてきたものと考えられる。

久慈城跡では地域住民の活動も活発である。昭和 48 年に久慈市指定文化財となっているほか、昭和 63 年に地元の大川目町の全戸が加入した久慈城跡保存会が結成され、毎年刈り払い作業などが継続されており、令和元年には大川目まちづくり協議会のほか久慈市観光物産協会、久慈城の会、九戸歴史民俗の会

の4団体で、久慈城跡保存協議会を結成している。民間とともに久慈市教育委員会も、将来の保存活用に向けて積極的に取り組んでおり評価できる。

以上久慈城跡は、室町時代から戦国時代にかけての岩手県北部から青森県東南部の地域を領有した三戸南部氏の代表的な城館のひとつであるが、そのなかで中世城館の特徴を最も顕著に残す重要な遺跡となっている。併せて城の保存についても、早くから地域全体で保存活動を継続し、それを受けて行政も積極的に取り組んでおり、岩手県指定史跡として保護しその活動を促進したい。

【参考文献】

岩手県教育委員会 1986年『岩手県中世城館跡分布調査報告書』(十一)久慈城(新町館、八日町館)

吉川弘文館 2017年『東北の名城を歩く 北東北編青森・秋田・岩手 久慈城
久慈市教育委員会 1992年『久慈市内遺跡群詳細分布調査報告書Ⅲ』2試掘調査結果

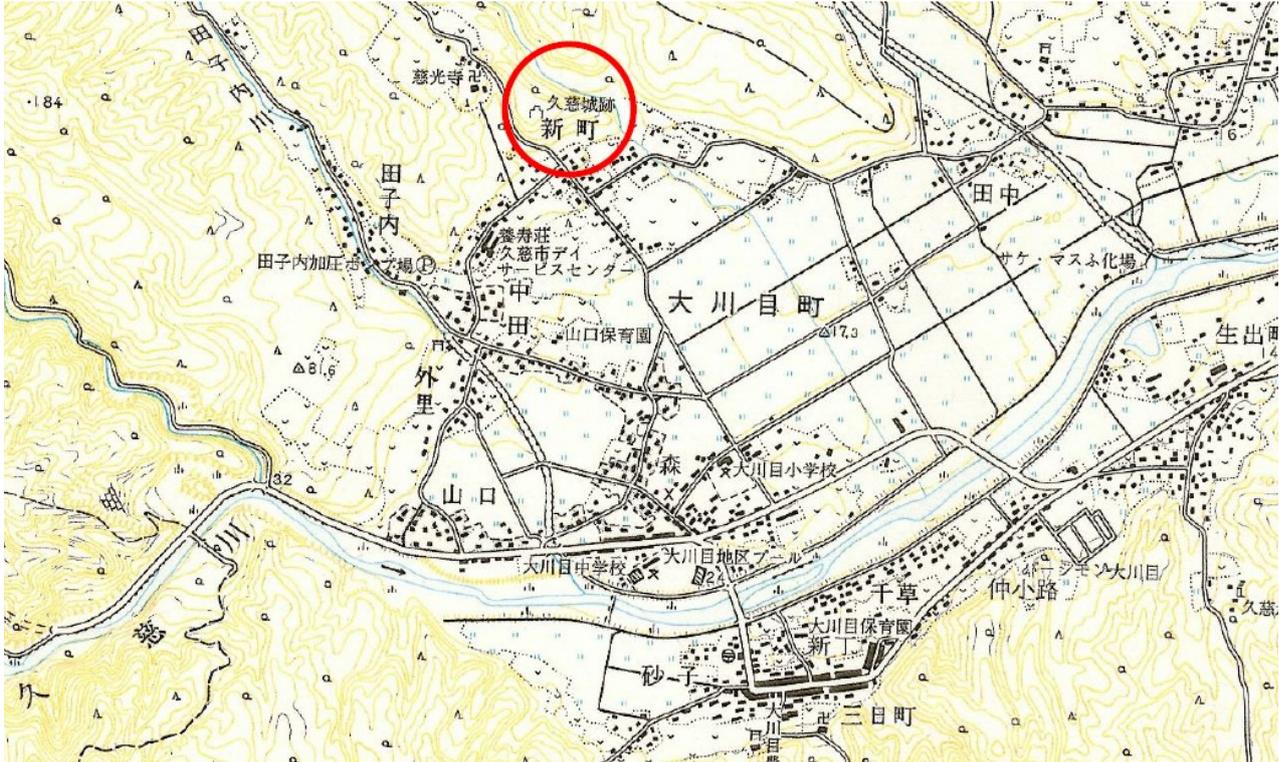
新人物往来社 1980年『日本城郭体系』第2巻〔久慈市〕久慈城

東北民俗研究会 1971年『二戸郡・九戸郡古城館趾考』久慈城 築部善次郎

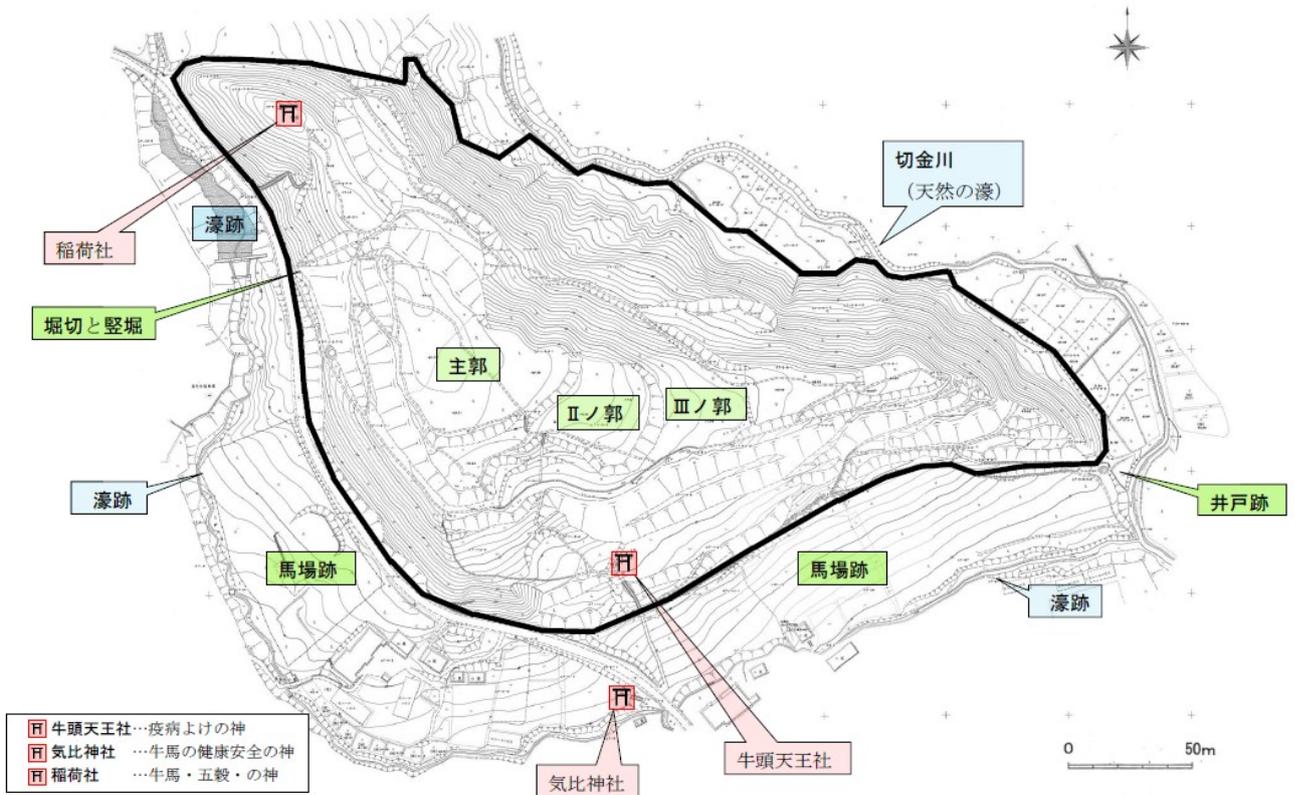
岩手県文化財愛護協会 1974年 岩手史叢第四巻『内史略(4)』

歴史図書社 1970年『南部叢書第二巻』奥南旧指録

【参考写真・図面】



久慈城の位置 (1/25,000)



指定範囲図



久慈城跡俯瞰写真（南西から撮影）



堀切と豎堀



切金川（天然の堀の役割）



主郭（南から撮影）



案内板設置状況

岩手県文化財保護審議会条例

昭和51年3月26日
条例第45号

最終改正 平成17年3月28日条例第42号

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 文化財専門委員設置条例(昭和32年岩手県条例第46号)は、廃止する。

附 則(昭和58年3月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日条例第42号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

文化財保護法(抜粋)

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村(いずれも特定地方公共団体であるものを除く。)の教育委員会に、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して、当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岩手県文化財保護審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県文化財保護審議会条例（昭和51年岩手県条例第45号）第7条の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べ、又は説明をさせることができる。

(部会)

第3条 教育委員会から文化財の保存及び活用に関する重要事項に係る諮問を受けた場合において、審議会が必要があると認めるときは、次に掲げる部会により、専門的事項について調査研究することができる。

名 称	調 査 研 究 事 項
第 1 部 会	有形文化財に関する事項
第 2 部 会	史跡及び埋蔵文化財に関する事項
第 3 部 会	史跡以外の記念物に関する事項
第 4 部 会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員（以下「部会員」という。）の互選とする。

3 部会長は、部会の事務を総理し、部会の議長となる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(報告)

第5条 部会長は、部会における調査研究の結果を審議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年5月20日から施行する。

岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準

第1 有形文化財指定基準

絵画、彫刻、工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。
- 2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。
- 3 題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの。
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、県の書道史上の代表と認められるもの又は県の文化史上貴重なもの。
- 2 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 典籍類のうち、版本類は、印刷史上の代表で県の文化史上貴重なもの。
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

古文書の部

- 1 古文書類は、県の歴史上重要と認められるもの。
- 2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの。
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の歴史上特に意義のあるもの。

考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 3 官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 2 県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 3 県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。
- (4) 学術的価値の高いもの。
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。

第2 無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

無形文化財指定基準

芸能関係

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの。
 - (1) 芸能上特に価値の高いもの。
 - (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの。
 - (3) 芸能上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ地方的又は流派的特色が顕著なもの。
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの。

工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 芸術上特に価値の高いもの。
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの。
- (3) 芸能上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地方的特色が顕著なもの。

無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

芸能関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できるもの。
- 2 芸能又は技法を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

工芸技術関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という。）を高度に体現できる者。
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

第3 有形民俗文化財指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において県の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (1) 衣食住に用いられるもの
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (2) 生産、生業に用いられるもの
例えば、農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等

- (4) 交易に用いられるもの
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、ト占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋用具等
- (10) 年中行事に用いられるもの
例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 歴史的変遷を示すもの。
- (2) 時代的特色を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。
- (4) 生活階層の特色を示すもの。
- (5) 職能の様相を示すもの。

第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。

2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの。
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。

無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通している者。

保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は当該技法を保持する者が多数いる場合においてこれらの者が主たる構成員となっている団体。

第5 史跡名勝天然記念物指定基準

史 跡

次に掲げるもののうち県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。

- 1 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 2 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 菓園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑
- 8 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

名 勝

次に掲げるもののうち県のすぐれた県土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いものまた人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 海浜、島嶼

- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、県の自然を記念するもの。

1 動物

- (1) 県特有の動物で著名なもの及びその生息地
- (2) 特有の産ではないが、県著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (3) 自然現象における特有の動物又は動物群聚
- (4) 県に特有な畜養動物
- (5) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化及び侵食に関する現象

- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
 - (11) 冰雪霜の営力による現象
 - (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

第6 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準

選定保存技術の選定基準

1 有形文化財等関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要があるもの。
- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措を講ずる必要があるもの。

2 無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの。

選定保存技術の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通しているもの。

保存団体

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団も含む。）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの。

指 定 文 化 財 等 件 数 一 覧

令和4年1月31日現在

区 分	国 指 定 等	県 指 定 等	計		
有 形 文 化 財	建 造 物	27 うち国宝1：中尊寺金色堂	34	61	
	美 術 工 芸 品	絵 画	1 うち国宝1：金紙著色金光明最勝王經金字宝塔曼荼羅図	10	11
		彫 刻	23 うち国宝1：金色堂内諸像及天蓋	81	104
		工 芸 品	17 うち国宝4：中尊寺経蔵堂内具、孔雀文磬、螺鈿八角須弥壇、中尊寺金色堂内具	83	100
		書 跡	1 うち国宝1：紺紙金字一切経	6	7
		典 籍	0	2	2
		古 文 書	3	7	10
		考 古 資 料	6	21	27
		歴 史 資 料	2	10	12
	無 形 文 化 財	工 芸 技 術	0	1	1
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	8	31	39	
	無 形 民 俗 文 化 財	9 保持団体13	40	49	
記 念 物	史 跡	32 うち特別史跡3：毛越寺境内、無量光院跡、中尊寺境内	36	68	
	名 勝	9 うち特別名勝1：毛越寺庭園	2	11	
	天 然 記 念 物	動 物	6 うち特天1：カモシカ	4	10
		植 物	14 うち特天1：早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落	23	37
		地 質 鉱 物	13 うち特天3：根反の大珪化木、焼走り熔岩流、夏油温泉の石灰華	5	18
		地 質 ・ 植 物	0	1	1
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物	2	1	3	
重要文化的景観	2		2		
重要伝統的建造物群	1		1		
合 計	176	398	574		

選定保存技術	1 保持団体 1		1
--------	----------	--	---

登 録	登録文化財（建造物）	94 28箇所		94
	登録有形民俗文化財	1		1
	登録記念物	3		3

275

398

673

過去10年間における文化財指定物件一覧

年度	種類	名称	指定年月日	市町村名
23		東日本大震災の影響により指定なし		
24	彫刻	木造十一面観音立像 附胎内仏・木造僧形立像	24.11.13	釜石市
	無形民俗文化財	一戸の山伏神楽	24.11.13	一戸町
	古文書	軽呂耕作鈔及び遺言	25.04.05	軽米町
	工芸品	南部家伝来提帯	25.04.05	盛岡市
	無形民俗文化財	布佐神楽	25.04.05	一関市
	無形民俗文化財	門中組虎舞	25.04.05	大船渡市
	無形民俗文化財	南部藩壽松院年行司支配太神楽	25.04.05	釜石市
25	考古資料	徳丹城跡出土品	25.11.05	矢巾町
	歴史資料	大槻家旧蔵板木	25.11.05	一関市
	有形民俗文化財	姉体庚申塔（寛永十二年銘）	25.11.05	奥州市
	史跡	湯舟沢環状列石	25.11.05	滝沢村
	工芸品	南部家伝来具足下着	26.04.22	盛岡市
	工芸品	長胴太鼓	26.04.22	二戸市
	無形民俗文化財	駒木鹿子踊り	26.04.22	遠野市
	無形民俗文化財	長野獅子踊り	26.04.22	遠野市
26	無形民俗文化財	板澤しし踊り	26.04.22	遠野市
	考古資料	渥美 灰釉壺	26.11.07	盛岡市
	古文書	嘉永六年盛岡藩三閉伊通百姓一揆畠山家文書 附 三重箱	27.04.07	田野畑村
27	無形民俗文化財	犬吠森念仏剣舞	27.04.07	紫波町
	彫刻	木造六臂十一面観音菩薩立像	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造天部形立像（伝毘沙門天）	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造観音菩薩立像（伝虚空蔵菩薩）	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	27.11.06	陸前高田市
	工芸品	時鐘 南部盛岡城楼鐘	27.11.06	花巻市
	工芸品	時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘	27.11.06	盛岡市
28	工芸品	木造十一面観音菩薩坐像御正躰	28.04.15	陸前高田市
	古文書	盛岡藩北家御次留書帳	28.09.06	花巻市
	工芸品	白檀塗合子形兜	29.4.7	盛岡市
	歴史資料	鞍迫観音堂算額	29.4.7	遠野市
	無形民俗文化財	大原水かけ祭り	29.4.7	一関市
29	無形民俗文化財	大宮神楽	29.4.7	盛岡市
	彫刻	木造不動明王立像	29.11.14	一関市
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	29.11.14	一関市
	絵画	紙本著色 刀八毘沙門天画像	30.4.13	平泉町
	古文書	原敬日記 附 絶筆メモ及び本箱	30.4.13	盛岡市
	無形民俗文化財	早池峰岳流 浮田神楽	30.4.13	花巻市
30	天然記念物	折爪岳のヒメボタル生息地	30.4.13	岩手県・二戸市・軽米町・九戸村
	無形民俗文化財	板用肩怒剣舞	30.12.7	大船渡市
	建造物	本宮観音堂 附 厨子	31.4.16	金ヶ崎町
	彫刻	木造観音菩薩立像（伝十一面観音）	31.4.16	遠野市
31	工芸品	金銅聖観音菩薩坐像御正躰	31.4.16	遠野市
	彫刻	木造虚空蔵菩薩坐像	2.4.7	宮古市
	考古資料	長倉 I 遺跡出土品	2.4.7	軽米町
2	無形民俗文化財	八木巻神楽	2.4.7	花巻市
	無形民俗文化財	田代念佛剣舞保存	2.11.13	宮古市
	無形民俗文化財	八木巻神楽 附 安政六年銘 獅子頭権現幕 獅子頭2頭 明治三十三年銘神楽衣装(千早)	2.11.27 (追加指定)	花巻市
	建造物	旧紫波郡役所庁舎	3.4.9	紫波町

過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧

年度 回	種別	有形文化財									無形文化財	民俗		記念物				合計	
		建造物	絵画	彫刻	工芸品	書籍	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	名勝・天然記念物		
23	第1回																	0	0
24	第1回			1									1					2	7
	第2回				1			1					3					5	
25	第1回							1	1		1		1					4	9
	第2回				2								3					5	
26	第1回							1										1	3
	第2回							1					1					2	
27	第1回			4	2													6	7
	第2回				1													1	
28	第1回							1										1	5
	第2回				1				1				2					4	
29	第1回			2														2	6
	第2回		1					1					1			1		4	
30	第1回												1					1	4
	第2回	1		1	1													3	
31 元	第1回																	0	3
	第2回			1					1				1					3	
2	第1回												2					2	3
	第2回	1																1	
合計		2	1	11	8	0	0	4	4	2	0	1	18	1	0	2	0	54	